

令和 3 年度 認証評価

(令和 2 年度分)

愛知学院大学短期大学部 自己点検・評価報告書

令和 3 年 6 月

目次

自己点検・評価報告書	1
1. 自己点検・評価の基礎資料	2
2. 自己点検・評価の組織と活動	14
【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】	17
[テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神]	17
[テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果]	21
[テーマ 基準Ⅰ-C 内部質保証]	25
【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】	29
[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]	29
[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]	47
【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】	54
[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]	54
[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]	62
[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]	69
[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]	68
【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】	72
[テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ]	73
[テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ]	74
[テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス]	75
【資料】	
[様式 11～17] 基礎データ	
[書式 1～4] 計算書類等の概要（過去3年間）	

自己点検・評価報告書

この自己点検・評価報告書は、一般財団法人短期大学基準協会の認証評価を受けるために、愛知学院大学短期大学の自己点検・評価活動の結果を記したものである。

令和3年6月9日

理事長

中村 見自

学長

引田 弘道

ALO

犬飼 順子

1. 自己点検・評価の基礎資料

(1) 学校法人及び短期大学部の沿革

昭和 22 (1947) 年、大学設置委員会が組織され、そこで設けられた「大学設置基準」に準じて、多くの国・公・私立大学は昭和 24 (1949) 年に開設された。本学においても、小出有三初代学院長の発案により愛知学院内に「駒沢大学愛知分校」を設置され、これをベースとして愛知学院は高等教育機関としての設立を企画した。曹洞宗宗務庁へ短期大学の設立の趣旨を具申すると同時に、愛知県下の 12 の公私立学校に呼びかけ、「愛知県短期大学設立期成同盟」を組織して事務所を愛知学院に置き、会長に小出有三学院長が就任して活動が開始された。昭和 24 (1949) 年 10 月、設置者・財団法人曹洞宗興学財団の専務理事によって「愛知学院大学短期大学設置認可申請書」が当時の文部省に提出された。このことは他校に先駆けていち早く短期大学を設置し、日本一早く高等教育に乗り出すことを決意実行されたのである。この申請書の設置要領は、「教育基本法及び学校教育法の規程に基づき、実質的な大学専門教育を施すと共に、本学設立の趣旨である仏教主義、特に禅的教養を身につけた香り高き利生済民の人材を育成すること」を目的とした。

昭和 25 (1950) 年 3 月、愛知学院大学短期大学は大学設置審議会の答申に基づいて、設置が認可された。昭和 25 (1950) 年 9 月には、「商科」のほか「文科」の学科を増設することを申請し、翌年昭和 26 (1951) 年に開設した。昭和 28 (1953) 年 4 月に愛知学院大学が設置され商学部商学科の設置とともに、翌昭和 29 (1954) 年短期大学「商科」が廃止された。

以後、愛知学院短期大学は定員 25 名という極めて小規模な二部の「文科」のみの短期大学が継続した。昭和 60 (1985) 年頃、18 歳人口の増加と共に大学・短期大学への進学志願者が上昇、それに対応して、「文科」の定員増を文部省に申請、平成 2 (1990) 年期限付き定員増が認可され (平成 10 (1998) 年まで)、定員 50 名と改められた。翌 (平成 3 (1991) 年) に恒常的な定員増が実施され、臨時定員増とあわせて 75 名の定員となった。

1992 年 (平成 4 年) 4 月には、従来の英語教育とは一線を引き、国際化時代の到来に対応するために、英語で自由にコミュニケーションができる実践能力と国際感覚を身につけた教養ある人材育成を目的に、「英語科」が設置された。のち平成 11 (1999) 年 4 月には、愛知学院大学短期大学部へと名称変更し、併せて英語科を「英語コミュニケーション学科」に名称を変更し、国際化にふさわしい学科として 100 名の定員で発足した。

しかし、その後 18 歳人口の急速な減少と 4 年制大学への志向が高まり、短大の取り巻く状況は極めて厳しい状況となった。平成 13 (2001) 年 4 月には「文科」二部を「人間文化学科」二部に名称を変更した。平成 16 (2004) 年 4 月には、半世紀に及ぶ歴史があり健全な運営に努めてきた「人間文化学科」二部の募集を停止し、平成 18 (2006) 年 3 月を以って在校生を全て卒業させ廃止した。平成 18 (2006) 年には国際社会に通用する人材養成のため運営・維持に努めてきた「英語コミュニケーション学科」の募集を停止し、平成 19 (2007) 年 4 月愛知学院大学文学部「グローバル英語学科」の設置と共に、翌平成 20 (2008) 年 3 月「英語コミュニケーション学科」を廃止した。

一方、時代の流れと共に多様化する社会に対応して、昭和 43 (1968) 年に設立した愛知学院大学歯科衛生士学院は、昭和 52 (1977) 年愛知学院大学歯科衛生専門学校と校名改め、以来歯科衛生士の教育のリーダーとして、全国の歯科衛生士学校を指導する任を担ってお

愛知学院大学短期大学部

り、わが国の歯科衛生士教育において全国のモデル校としての役割を果たしながら、実績と社会的ニーズに応える歯科衛生士教育を実践してきた。平成 22 (2010) 年歯科衛生士教育は 3 年制以上の教育課程を編成することに伴い、平成 18 年 (2006) 4 月に愛知学院大学短期大学部として 100 名定員の 3 年制の短期大学部「歯科衛生学科」を開設した。さらに平成 21 (2009) 年 4 月により高度な口腔保健学を学ぶため、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構認定による、短期大学部「専攻科」(口腔保健学専攻)を設置し現在に至っている。

(本学の沿革)

(太字：短大関係)

年	元号	事柄
1878 年	明治 9 年 5 月	曹洞宗専門学支校として開設
1902 年	明治 35 年 9 月	曹洞宗第三中学林 (5 年制) と改称
1925 年	大正 14 年 2 月	愛知中学校設置
1947 年	昭和 22 年 4 月	新制愛知中学校設置
1948 年	昭和 23 年 4 月	愛知学院と総称 新制愛知高等学校設置
1950 年	昭和 25 年 4 月	愛知学院短期大学商科第一部・第二部設置
1951 年	昭和 26 年 4 月	愛知学院短期大学文科 (宗教教育専攻第二部) 増設
1953 年	昭和 28 年 4 月	愛知学院大学設立 愛知学院大学商学部商学科設置
1954 年	昭和 29 年 3 月	愛知学院短期大学商科第一部・第二部廃止
1957 年	昭和 32 年 4 月	愛知学院大学法学部法律学科増設
1961 年	昭和 36 年 4 月	愛知学院大学歯学部歯学科増設
1962 年	昭和 37 年 4 月	愛知学院大学商学部経営学科増設、歯科技工士学校設置
1964 年	昭和 39 年 4 月	愛知学院大学大学院商学研究科 (商学専攻)、法学研究科 (私法学専攻) 修士課程設置
1966 年	昭和 41 年 4 月	愛知学院大学大学院商学研究科 (商学専攻)、法学研究科 (私法学専攻) 博士課程設置
1967 年	昭和 42 年 4 月	愛知学院大学歯科技工士学校専修科増設
1968 年	昭和 43 年 4 月	愛知学院大学大学院歯学研究科博士課程増設、歯科衛生士学院設置
1970 年	昭和 45 年 4 月	愛知学院大学文学部宗教学科・心理学科増設
1974 年	昭和 49 年 4 月	愛知学院大学文学部歴史学科増設 愛知学院大学大学院文学研究科 (宗教学仏教学専攻・心理学専攻) 修士課程増設
1976 年	昭和 51 年 4 月	愛知学院大学大学院文学研究科 (宗教学仏教学専攻・心理学専攻) 博士課程増設
1977 年	昭和 52 年 4 月	愛知学院大学歯科技工士学校を愛知学院大学歯科技工専門学校と改称

愛知学院大学短期大学部

		愛知学院大学歯科衛生士学院を愛知学院大学歯科衛生専門学校と改称
1978年	昭和 53年4月	愛知学院大学大学院文学研究科（歴史学専攻）修士課程増設
1980年	昭和 55年4月	愛知学院大学大学院文学研究科（歴史学専攻）博士課程増設
1986年	昭和 61年4月	愛知学院大学文学部国際文化学科増設
1988年	昭和 63年4月	愛知学院大学文学部日本文化学科増設
1990年	平成 2年4月	愛知学院大学商学部経営学科を経営学部経営学科に改組 愛知学院大学大学院文学研究科（英語圏文化専攻）修士課程増設、大学院法学研究科（私法学専攻）を（法律学専攻）に変更
1991年	平成 3年4月	愛知学院大学留学生別科設置
1992年	平成 4年4月	愛知学院大学大学院文学研究科（英語圏文化専攻）博士課程増設、大学院文学研究科（日本文化専攻）修士課程増設 愛知学院短期大学英語科増設
1993年	平成 5年4月	愛知学院大学大学院経営学研究科（経営学専攻）修士課程増設
1994年	平成 6年4月	愛知学院大学大学院文学研究科（日本文化専攻）博士課程増設、大学院経営学研究科（経営学専攻）博士課程増設
1998年	平成 10年4月	愛知学院大学情報社会政策学部情報社会政策学科増設
1999年	平成 11年4月	愛知学院短期大学を愛知学院大学短期大学部と改称 愛知学院短期大学英語科を英語コミュニケーション学科と改称
2001年	平成 13年4月	愛知学院大学商学部産業情報学科、経営学部国際経営学科を増設 愛知学院大学短期大学部文科を人間文化学科と改称
2002年	平成 14年4月	愛知学院大学法学部現代社会法学科増設、大学院総合政策研究科（総合政策専攻）博士課程（前期・後期）増設
2003年	平成 15年4月	愛知学院大学文学部心理学科を心身科学部心理学科に改組 栄サテライトセンター開設
2004年	平成 16年4月	愛知学院大学心身科学部健康科学科増設
2005年	平成 17年4月	愛知学院大学薬学部医療薬学科設置、大学院法務研究科法務専攻専門職学位課程設置
2006年	平成 18年4月	愛知学院大学薬学部医療薬学科を6年制に移行 愛知学院大学情報社会政策学部情報社会政策学科を総合政策学部総合政策学科と改称 愛知学院大学短期大学部歯科衛生学科を増設

愛知学院大学短期大学部

		愛知学院大学大学院文学研究科心理学専攻を心身科学研究科心理学専攻に改組
2007年	平成 19年4月	愛知学院大学文学部グローバル英語学科を増設 愛知学院大学商学部産業情報学科をビジネス情報学科と改称、経営学部国際経営学科を現代企業学科と改称
2008年	平成 20年4月	愛知学院大学心身科学部健康栄養学科を増設、文学部宗教学科を宗教文化学科と改称 愛知学院大学大学院心身科学研究科（健康科学専攻）修士課程増設
2009年	平成 21年4月	愛知学院大学大学院薬科学研究科（薬科学専攻）修士課程増設 愛知学院大学短期大学部専攻科（口腔保健学専攻）設置
2010年	平成 22年4月	愛知学院大学大学院心身科学研究科（健康科学専攻）博士課程増設
2012年	平成 24年4月	愛知学院大学大学院薬学研究科（医療薬学専攻）博士課程増設
2013年	平成 25年4月	愛知学院大学経済学部経済学科を増設
2014年	平成 26年4月	愛知学院大学名城公園キャンパス開設
2015年	平成 27年4月	愛知学院大学文学部国際文化学科を英語英米文化学科と改称
2017年	平成 29年4月	愛知学院大学大学院経済学研究科（経済学専攻）修士課程を増設
		現在に至る

(2) 学校法人の概要

- 学校法人が設置するすべての教育機関の名称、所在地、入学定員、収容定員及び在籍者数

(令和3年5月1日現在)

教育機関名	所在地	入学定員 (人)	収容定員 (人)	在籍者数 (人)
愛知学院大学	愛知県日進市岩崎町 阿良池12	2,495	10,560	10,870
愛知学院大学大学院		197	484	162
愛知学院大学短期大学部 歯科衛生学科	愛知県名古屋市千種 区楠元町1-100	100	300	312
愛知学院大学短期大学部 (専攻科)		10	10	8
愛知学院大学歯科技工専門 学校		55	110	36
愛知高等学校	愛知県名古屋市千種 区光が丘2-11-41	560	1,680	1,793
愛知中学校		160	480	562

(4) 立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ

- 立地地域の人口動態（短期大学の立地する周辺地域の趨勢）
- 学生の入学動向：学生の出身地別人数及び割合（下表）

（人）各年4月1日現在

地域	平成 28(2016) 年度	平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度	令和元(2019) 年度	令和 2(2020) 年度
愛知県	7,486,471	7,526,911	7,539,185	7,556,505	7,542,632
名古屋市	2,294,952	2,314,125	2,320,361	2,289,598	2,324,877

学生入学動向（歯科衛生学科）

地域	平成 28(2016) 年度		平成 29(2017) 年度		平成 30(2018) 年度		令和元(2019) 年度		令和 2(2020) 年度	
	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	人数 (人)	割合 (%)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)
愛知	77	75.5	82	78	78.0	77.4	79	78.0	88	83.5
岐阜	7	6.9	9	5	5.0	8.5	5	5.0	8	7.5
三重	8	7.8	6	5	5.0	5.7	5	5.0	3	3.0
静岡	2	2.0	3	4	4.0	2.8	3	3.0	3	3.0
その他	8	7.8	6	8	8.0	5.7	9	9.0	3	3.0
計	102	100	106	100	100	100	101	100	105	100

学生入学動向（専攻科）

地域	28 年度(2016) 年度		29 年度(2017) 年度		30 年度(2018) 年度		令和元(2019) 年度		令和 2(2020) 年度	
	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)
愛知	4	50.0	9	90.0	9	90.0	7	100	10	91.0
岐阜	1	12.5	1	10.0	0	0	0	0	0	0
三重	1	12.5	0	0	0	0	0	0	0	0
静岡	2	25.0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	1	10.0	0	0	1	9.0
計	8	100	10	100	10	100	7	100	11	100

- 地域社会のニーズ

近年、超高齢化社会を迎えテラーメイド医療や DNA 診断導入など医療界は高度医療時

代になってきている。歯科医療においても例外ではなく、歯科医療関係者は高度な内容の医療と健康づくりが要求されてきている。特に「チーム医療」の一員として活躍するために、大学教育を受けた医療関係者と医療チームの構成員として一般医療の分野では医師・歯科医師・薬剤師教育の6年制教育、保健師・助産師・看護師の大学化、作業療法士や理学療法士はじめ各種の医療関係者の大学教育が急速に進行中である。近年の歯科医療は、従来の「経験」を中心とした歯科医療に代わって一般医療と同様、システムティックレビューなどメタアナリシスによって、学問的根拠（EBM）に基づいた歯科医療が求められてきている。その中で、歯科衛生士においても短期大学教育における専門教育に打ち出された、高度な専門知識と技術を多職種との協働や医療チームの一員として強く参加を求められている。さらに、地域社会では疾病の予防や健康増進へのニーズが高まっており、歯科疾患の予防や歯科保健を専門とする歯科衛生士への期待はますます高まっている。

現在、愛知県内には歯科衛生士養成校は11校あるが、短期大学としての養成機関は本学のみである。一般歯科医院の求人倍率は、毎年8倍近くにのぼり、今後はさらに高齢社会が進むことにより、社会からのニーズがますます高まるものと思われる。

■ 地域社会の産業の状況

愛知県は日本列島のほぼ中央に位置し、古来の尾張と三河の2国を合わせた地域で、南は太平洋に面し、西は三重県、北は岐阜県、東北は長野県、東は静岡県と接している。気候は、知多半島南部と渥美半島は太平洋の黒潮の影響を受け、年間を通して温暖であり、降雨は夏季に多く、冬に少ない。人口は753万0,983人（令和3（2021）年3月）で東京都、神奈川県、大阪府に次いで全国第4位である。愛知県内の人口最多は名古屋市で232万5,060人（令和3（2021）年3月）となっている。また、鉄道、高速道路、空港をはじめとする主要な交通網が横断に整備され、東京、大阪と並んで日本の三大都市圏を形成している。産業構造では、自動車に代表される輸送機械が有名で、工業県のイメージが強いが、商業、農業、水産業も盛んである。令和元（2019）年工業統計調査によると、愛知県の製造品出荷額は全国1位であり、県内総生産のシェアの高さから「ものづくり県」ということができる。製造品においては特に自動車産業が有名であるがそのほかにも繊維、陶磁器など様々なものづくり産業が集積しており、昭和52（1977）年以来、42年連続して製造品出荷額が全国第1位を維持しているところとなっている。

(5) 課題等に対する向上・充実の状況

- ① 前回の評価結果における三つの意見の「向上・充実のための課題」で指摘された事項への対応について（基準別評価票における指摘への対応は任意）

改善を要する事項 (向上・充実のための課題)	対策	成果
講義概要の記載については教員により充実度が異なり、全教員が講義概要の重要性を認識し学生にとって十分な情報を盛り込んだ内容の記載に努力することが望まれる。	シラバスの記載内容について検討を行った。その結果、教員により充実度が異なった授業・実習および到達目標の記載を充実した。また、記載不備等については、FD 委員会で確認した。	授業・実習の明確な到達目標の記載に対し、スケジュールがより明確になり学生の授業に対する取り組みが分かりやすくなった。

- ② 上記以外で、改善を図った事項について

改善を要する事項	対策	成果
国家試験対策の見直し	専任教員による学生担当制度（チューター制）の導入以降、より一層学習支援、成績配布、学習相談体制などを強化できている。 令和 2（2020）年度においても専攻科学生による TA 制度も実施した。	学生の習熟度が教員に伝わり、就学支援対策などにも熱意が伝わっている。チューター制及び TA 制の導入以降、学生への支援がより具体的となり、よい結果を得ることができている。
再試験受験の科目オーバー制度の見直し	再試験科目に科目オーバー制度を設置されていたが、それにより退学に繋がる傾向にあることから、科目オーバー制度を廃止した。	平成 28（2016）年度に廃止を決定。 平成 29（2017）年度～令和 3（2021）年度の状況を正視していく。

- ③ 前回の評価結果における三つの意見の「早急に改善を要すると判断される事項」で指摘された事項の改善後の状況等について記述してください。
該当事項がない場合、(a) 欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項及び指摘された時点での対応（「早急に改善を要すると判断される事項」）
なし
(b) 改善後の状況等

- ④ 評価を受ける前年度に、文部科学省の「設置計画履行状況等調査」及び「大学等設置に係る寄附行為（変更）認可後の財務状況及び施設等整備状況調査」において指摘事項が付された学校法人及び短期大学は、指摘事項及びその履行状況を記述してください。

愛知学院大学短期大学部

該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項
なし
(b) 履行状況

(6) 短期大学の情報の公表について

- 令和3(2021)年5月1日現在

① 教育情報の公表について

	事項	公表方法等
1	大学の教育研究上の目的に関すること	http://www.agu.ac.jp/~tandai/about/idea.html 愛知学院大学短期大学部ホームページ（教育理念） http://www.agu.ac.jp/~tandai/about/admission_policy.html 愛知学院大学短期大学部ホームページ（アドミッション・ポリシー） http://www.agu.ac.jp/guide/data/education.html 愛知学院大学ホームページ（情報公開）
2	卒業認定・学位授与の方針	http://www.agu.ac.jp/~tandai/ 愛知学院大学短期大学部ホームページ
3	教育課程編成・実施の方針	http://www.agu.ac.jp/pdf/guide/data/kyosyokuinsuu.pdf 愛知学院大学ホームページ（情報公開） http://aris.agu.ac.jp/aiguhp/KgApp?courc=31002000 愛知学院大学ホームページ（情報公開）
4	入学者受入れの方針	http://www.agu.ac.jp/guide/data/education.html 愛知学院大学ホームページ（情報公開） http://www.agu.ac.jp/~tandai/about/admission_policy.html 愛知学院大学短期大学部ホームページ（アドミッション・ポリシー）
5	教育研究上の基本組織に関すること	http://www.agu.ac.jp/~tandai/ 愛知学院大学短期大学部ホームページ
6	教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関	http://www.agu.ac.jp/pdf/guide/data/kyosyokuinsuu.pdf 愛知学院大学ホームページ（情報公開） http://aris.agu.ac.jp/aiguhp/KgApp?courc=31002000

愛知学院大学短期大学部

	すること	愛知学院大学ホームページ（情報公開）
7	入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関する事	http://www.agu.ac.jp/guide/data/education.html 愛知学院大学ホームページ（情報公開） http://www.agu.ac.jp/~tandai/about/admission_policy.html 愛知学院大学短期大学部ホームページ（アドミッション・ポリシー）
8	授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関する事	http://www.agu.ac.jp/~tandai/dentalhygiene/curriculum.html 愛知学院大学短期大学部ホームページ（カリキュラム・シラバス）
9	学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関する事	http://www.agu.ac.jp/guide/data/education.html 愛知学院大学ホームページ（情報公開） http://www.agu.ac.jp/~tandai/jimu/teacher/promotion.html 愛知学院大学短期大学部ホームページ（進級・卒業） http://www.agu.ac.jp/~tandai/jimu/teacher/results.html 愛知学院大学短期大学部ホームページ（成績）
10	校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関する事	http://www.agu.ac.jp/guide/data/education.html 愛知学院大学ホームページ（情報公開） http://www.slib.agu.ac.jp 愛知学院大学歯学・薬学図書館情報センターホームページ
11	授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関する事	http://www.agu.ac.jp/guide/data/education.html 愛知学院大学ホームページ（情報公開）
12	大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関する事	http://www.agu.ac.jp/~tandai/life/index.html 愛知学院大学短期大学部ホームページ（学生生活） http://navi.agu.ac.jp/examination/policy.html 愛知学院大学ホームページ（入試情報） http://www.agu.ac.jp/pdf/guide/data/admission18.pdf 教学方針・入学者受入方針 ディプロマ・カリキュラム・アドミッション・ポリシー

② 学校法人の財務情報の公開について

事項	公開方法等
----	-------

寄附行為、監査報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書、役員名簿、役員に対する報酬等の支給の基準	http://www.aichi-gakuin.jp/finance/index.html 学校法人サイト・系列校サイトホームページ
--	---

[注] 上記①・②ともに、ウェブサイトで公表している場合は URL を記載してください。

(7) 公的資金の適正管理の状況（令和2（2020）年度）

- 公的資金の適正管理の方針及び実施状況を記述してください。（公的研究費補助金取扱いに関する規程、不正防止などの管理体制など）。

学校法人愛知学院において、公的研究費等の取扱いを定めた「学校法人愛知学院における公的研究費等の取扱規程」、および公的研究費の不正使用を防止するための責任体系等を明確化した「学校法人愛知学院における公的研究費等の不正防止計画」が制定されている。また、法人の健全な発展と社会的信頼の保持を目的とする「学校法人愛知学院内部監査規程」を定め、業務・財務が適切かつ効率的に実施されているか精査・検証をしている。短期大学部（本学）においても上記学校法人が定める諸規程に従い、研究者の信頼性及び公正性を確保するため「研究者の行動規範」「研究活動の不正行為に関する取扱規程」「研究活動の不正行為に関する実施細則」を定め、適正な管理体制を確立している。

2. 自己点検・評価の組織と活動

本学科では、平成17（2007）年4月に施行された「第三者評価委員会規程」に基づき第三者評価委員会が設置されており、第三者評価に対する準備を進めている。「第三者評価委員会」は、現在、学科長、教学委員長および専任教員で構成されている。委員長は委員会の業務を統括し、委員会を代表する。また、「愛知学院大学短期大学部各種委員会規程」で定めている「自己点検・自己評価委員会」が設置されており、第三者評価を受けるにあたり「自己点検・自己評価委員会」と「第三者評価委員会」の2つの委員会の合同会議を行い、短期大学基準協会の評価基準に沿って、精査、校正を行う組織となっている。

- 自己点検・評価委員会（担当者、構成員）（令和3（2021）年度）

愛知学院大学短期大学部第三者評価委員会

目的：委員会は本学における教育研究活動等の状況についての総合的な評価に関する事項を検討・審議することを目的とする。

職名	氏名	役職
委員長	犬飼 順子	学科長、教授
	新井 道次	教務主任、教学委員長、教授
	渥美 信子	教授
	稲垣 幸司	教授
	内海 倫也	准教授
	古川 絵理華	講師

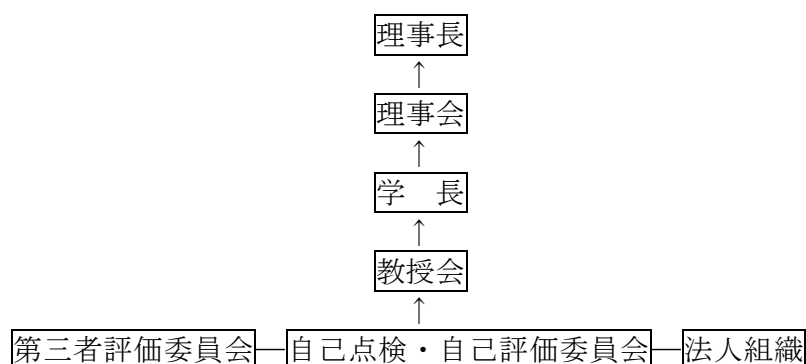
愛知学院大学短期大学部

愛知学院大学短期大学部自己点検・自己評価委員会（令和3（2021）年度）

目的：委員会は、本学の教育研究水準の向上を図り、その目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自己点検・自己評価に関する事項を検討・審議することを目的とする。

職名	氏名	役職
委員長	犬飼 順子	学科長、教授
	新井 道次	教務主任、教学委員長、教授
	渥美 信子	教授
	稲垣 幸司	教授
	内海 倫也	准教授
	原山 裕子	講師
	古川 絵理華	講師

- 自己点検・評価の組織図（規程は提出資料）



- 組織が機能していることの記述（根拠を基に）

平成21（2009）年自己点検・評価報告書のように、平成16（2004）年の第三者評価義務化に伴い、短期大学部独自に「第三者評価委員会規程」「自己点検・自己評価委員会規程」を設置し実施している。委員会は、「本学の教育研究水準の向上を図り、その目的及び社会的使命を達成するため、本学科における教育研究活動等の状況について自己点検・自己評価に関する事項を検討・審議することを目的とする。」と定めており、これに則り、年度中の活動を総括して、毎年「自己点検・評価報告書」を作成し、その実績や報告の内容を点検し、ホームページ上にも報告書を公開している。

- 自己点検・評価報告書完成までの活動記録（自己点検・評価を行った令和2（2020）年度を中心に）

平成28年2月24日（水） 第三者評価委員会、自己点検・自己評価委員会の合同会議

平成28年8月9日（火） 法人本部関係部署へ提出資料作成依頼

平成28年8月25日（木） 平成29年度第三者評価AL0対象説明会（東京）

平成28年9月12日（月） 第三者評価委員会、自己点検・自己評価委員会の打ち合わせ

平成28年9月28日（水） 第三者評価委員会、自己点検・自己評価委員会の合同会議
平成29年度第三者評価AL0対象説明会の報告

愛知学院大学短期大学部

教務委員会にて自己点検・評価に関する報告と提出資料
の作成依頼と協力依頼

- 平成 28 年 12 月 14 日（水） 第三者評価委員会、自己点検・自己評価委員会の合同会議
平成 27・28 年度の自己点検・評価報告書の作成について作
成依頼。第三者評価について今後のスケジュール等説明。
- 平成 29 年 2 月 10 日（金） 第三者評価委員会、自己点検・自己評価委員会の合同会議
提出資料の進捗状況を確認
専任教員の個人調書の提出期限についての再確認
- 平成 29 年 3 月 6 日（月） 自己点検作業の提出された書類の読み合わせ
～3 月 9 日（木）
- 平成 29 年 3 月 15 日（水） 第三者評価委員会、自己点検・自己評価委員会の合同会議
提出資料に関する打ち合わせ
- 平成 29 年 4 月 18 日（火） 自己点検・評価報告書の確認と打ち合わせ
- 平成 29 年 4 月 21 日（金） 自己点検・評価報告書の追加資料の打ち合わせ
- 平成 29 年 5 月 1 日（月） 第三者評価委員会、自己点検・自己評価委員会の合同会議
提出資料に関する打ち合わせ
- 平成 29 年 5 月 10 日（水） 教授会にて自己点検・評価報告書の中間報告
- 平成 29 年 5 月 15 日（月） 自己点検作業の提出された書類の読み合わせ
～5 月 17 日（水）
- 平成 29 年 6 月 5 日（水） 自己点検評価・第三者評価について平成 28 年度自己点検・評
価報告書の内容説明と今後のスケジュール確認について
- 平成 29 年 9 月 21 日（木） 第三者評価委員会、自己点検・自己評価委員会の合同会議
第三者評価スケジュールについて訪問調査(9/26-28)によ
る詳細なスケジュール及び会場設営等および過去（平成22
（2010）年度）に実施された質問事項の確認と担当項目に
よる質問対応について
- 平成 29 年 9 月 26 日（火） 第三者評価（短期大学基準協会）訪問調査
～9 月 28 日（木）
- 平成 29 年 11 月 15 日（水） 第三者評価委員会、自己点検・自己評価委員会の合同会議
第三者評価訪問調査による指摘事項の確認と今後の方針に
ついて
- 平成 29 年 12 月 20 日（水） 自己点検・自己評価委員会
平成29年度自己点検評価報告書作成について
- 令和元年 5 月 8 日（水） 自己点検・自己評価委員会

愛知学院大学短期大学部

平成30年度自己点検評価報告書作成について

- 令和元年 6月20日（木） 自己点検・自己評価委員会
平成30年度自己点検評価報告書内容確認について
- 令和元年 12月16日（月） 自己点検・自己評価委員会
令和元年度自己点検評価報告書作成について
- 令和2年 4月28日（火） 自己点検・自己評価委員会
令和元年度自己点検評価報告書確認および打ち合わせ
- 令和2年 5月20日（水） 自己点検・自己評価委員会
令和元年度自己点検評価報告書最終確認について
- 令和2年 6月24日（水） 令和元年度自己点検・評価報告書ホームページ掲載
- 令和3年 1月25日（月） 自己点検・自己評価委員会
令和2年度自己点検評価報告書作成について
- 令和3年 5月6日（木） 自己点検・自己評価委員会
令和2年度自己点検評価報告書確認および打ち合わせ
- 令和3年 6月9日（水） 自己点検・自己評価委員会
令和2年度自己点検評価報告書最終確認について
- 令和3年 6月18日（金） 令和2年度自己点検・評価報告書ホームページ掲載

【基準 I 建学の精神と教育の効果】

[テーマ 基準 I-A 建学の精神]

〈根拠資料〉

[提出資料]

- (1) 2020 学生ガイド
- (2) 愛知学院大学短期大学部ホームページ「教育理念」
<http://www.agu.ac.jp/~tandai/about/idea.html>
- (3) 愛知学院大学短期大学部学則
- (4) 愛知学院大学短期大学部ホームページ「学則」
<http://www.agu.ac.jp/~tandai/about/regulation.html>
- (5) 愛知学院大学短期大学部パンフレット2019 (WITH SMILE)
- (6) 大学案内 2021 (愛知学院大学)

(7) 3つのポリシー

[備付資料]

- (1) 愛知学院百年誌
- (2) 愛知学院百二十年誌
- (3) 目でみる愛知学院 120 年
- (4) 明日に続く確かな歩み 愛知学院 130 年周年

[区分 基準 I-A-1 建学の精神を確立している。]

〈区分 基準 I-A-1 の現状〉

学校法人愛知学院は、明治 9 (1876) 年に、宗門人教育のための曹洞宗専門学支校として創設され、140 有余年を経過している。現在、大学として文・商・経営・経済・法・総合政策・心身科学・薬・歯の 9 学部 16 学科、大学院 9 研究科、短期大学部歯科衛生学科 1 学科、技工専門学校 1 校を擁し、学生数 11,000 余名を有する中部地区で最大の規模と充実した内容をもつ、私立の総合大学・短期大学に発展してきている。

その間、教育の中核理念として終始一貫として受け継がれているのが、「行学一体・報恩感謝」の建学の精神である(備付資料 1)。この建学の精神を基盤として、短期大学部の教育理念・目標を定めている(提出資料 7)。人間育成を実現するために①人間性豊かな報恩感謝ができる歯科衛生士の養成、②口腔の保健の維持・増進に伴う知識・技能・態度の修得、③チーム医療人としての必要な知識・技能・態度の修得、④口腔保健の推進に貢献できる継続した研究能力の養成、の 4 項目を獲得達成と定め、卒業後も主に医療・保健・福祉において広く社会に活躍できる人材を養成している。

短期大学部および専攻科の目的については、短期大学部学則に次のように適切に定めている(提出資料 3)。

(短期大学部)

短期大学部は教育基本法及び学校教育法、歯科衛生士法の規程に基づき、社会構造の変化、歯科医療を取り巻く環境の変化に的確に対応できるための能力を養い、口腔の健康の向上ならびに維持増進に寄与できる実際的な大学専門教育を授けることを目的とし、併せて愛知学院設立の趣旨である仏教主義、特に禅的教養を身につけた人材を育成し広く文化の発展に寄与することを使命とする。

(専攻科)

専攻科は、歯科衛生学科における教育の基盤の上に、口腔保健学のより専門的知識ならびに高度な技術を教授し、口腔保健衛生の進展向上に寄与する人材を養成することを目的とする。

この建学の精神に基づく教育により、本学は短期大学部歯科衛生学科となってからは、1,216 名の人材を歯科医療の各方面に送り出し評価を受けている(提出資料 6)。

また、近年の社会と高等教育を取り巻く状況の変化に鑑み、平成 31 (2019) 年 4 月に従来のディプロマ・ポリシー (DP)、カリキュラム・ポリシー (CP)、アドミッション・ポリシー (AP) を教育理念・目的をもとに見直しを行い、短期大学部学科と専攻科とに分け、短期大学部の人材育成・教育研究上の目的との関連性を十分に担保するよう見直しをした。

これらにより、人材育成・教育研究上の目的は、建学の精神、教育理念を踏まえたうえで制定されている。

さらに、カリキュラムに配置された宗教学科目の講義を通して建学の精神を全学生が会得しうるよう体制が整備されている（提出資料 1）

建学の精神は、本学の教育理念として、教育基本法及び学校教育法、私立学校法の趣旨に則り、短期大学部学則第 1 条及び短期大学部学生ガイドに示されている。

さらに、愛知学院大学短期大学部ホームページ（<http://tandai.agu.ac.jp/>/随時更新）を通じて学内及び学外に広く周知・公表している。

また、建学の精神ならびに教育理念は、「学生ガイド 学生生活ガイド・履修要項」に掲載し、重ねて周知している（提出資料 1）。加えて 4 月の入学式において入学する学生と保護者に対し、学長の式辞として囑矢される。さらに新入生ガイダンス等においても周知している。また受験生においては、入試広報用の「大学案内」（提出資料 6）とパンフレット・印刷物を用いて分かりやすく周知・公表するとともに、入試説明会やオープンキャンパス、保護者相談会などでも周知を図り、短期大学部の理念・目的の理解向上に努めている。

さらに学修を終えて学窓を巣立つ 3 月の卒業式においても、学長から送る言葉として「行学一体・報恩感謝」の気持ちを忘れることなく社会で活躍するよう励ましており、建学の精神の内容の説明と周知徹底している。

さらに、令和 2（2020）年度は、建学の精神および 3 つのポリシーについての可視化をするため、短期大学部棟 1 階の扉に建学の精神の掲示、3 つのポリシーについては短期大学部棟すべてのトイレ内扉に掲載し幅広く周知の徹底をしている。

〔区分 基準 I-A-2 高等教育機関として地域・社会に貢献している。〕

〈区分 基準 I-A-2 の現状〉

本学科では教育理念に基づき、単なる学問的知識・技能を身につけるだけでなく、教養教育による人間形成を重視した教育を目指し実践している。歯科衛生士という職業を選択して入学している学生がほとんどであるため、社会活動に対しても人々の口腔の健康から全身への健康に重点を置き、行政、企業、地域社会教育機関などと連携を深め、実践的な教育研究活動を通して社会の発展に貢献している。さらに、本学が有する知的・人的資源を活用した地域への学術的貢献を果たすほか、行政や地域教育機関との連携およびボランティア活動の支援を促進し、次世代の社会に貢献する人材育成に積極的に取り組んでいる。令和 2（2020）年度は、厚生労働省が所管する「歯科衛生士技術修練部門初度整備・運営による検証事業」に本学が事業実施団体に選定されたことに伴い、歯科衛生士の社会人教育・生涯教育の拠点として中部圏初となる「歯科衛生士リカレント研修センター：Dental Hygienist Recurrent Training Center:DH/RTC」を開設し、歯科衛生士の復職支援・離職防止のための社会貢献活動を実施開始した。

(1) 生涯学習（歯科衛生士リカレント研修センターの運営）

令和 2（2020）年 3 月、厚生労働省が所轄する「令和 2 年度歯科衛生士に対する復職支援・離職防止等推進事業（歯科衛生士技術修練部門初度整備・運営事業）」の事業実施団体として選定され、令和 2（2020）年度は 10 月より募集開始、32 名（研修修了者 31 名）の受

講生を受入れ、12月より4か月にわたり研修プログラムの実施を行った。

本研修は、結婚や育児、介護、転職などで離職し復職を希望する歯科衛生士の知識と技術の回復と向上、および新人・現役歯科衛生士の知識・技術のさらなる修練と資質の向上を図るとともに、歯科保健・歯科医療の変化への対応能力の獲得と離職防止の推進を目的とするものであり、6年間にわたる継続事業である。

また毎年、短期大学部歯科衛生学科同窓会は本学歯学部同窓会の愛知県支部と合同で、歯科衛生士カムバックセミナー・フォローアップセミナーを毎年1回、11月に開催している。歯科衛生学科学生を含む、20歳代から50歳代までの幅広い年齢層の歯科衛生士、約100有余名が参加しており今後も継続していく予定である。

令和2（2020）年は新型コロナ感染の影響のため中止となった。

(2) 包括連携

「歯科衛生士リカレント研修センター」で歯科衛生士の復職支援・離職防止のための研修実施に伴い、学内機関だけでなく、地域の歯科医師会、歯科衛生士会、学外関係機関と密に連携しながら事業を推進するために令和3（2021）年3月に包括連携協定を締結し、各機関が持つネットワークやメーリングリストを活用し本事業を幅広く案内し、愛知県歯科医師会と愛知県歯科衛生士会と共同で運営する「無料職業紹介所」と連携し再就職支援体制を充実している。

平成30（2018）年12月に愛知学院大学及び短期大学部は、名古屋市立大学と包括連携に関する協定を締結した。本協定は3大学と地域社会の一層の発展にするため、教育、研究、社会貢献等に関して連携を推進し、学術及び産業の発展並びに人材の育成に寄与することを目的としている。今後は、医科・歯科連携ができる教育システムに結びつけるカリキュラムの構築を検討することが必要である。まだ具体的な連携システムは構築されていないが、今後の検討課題としている。

(3) 公開講座

本学科では、毎年歯科衛生学科学生のための公開講座を地域社会に向けた公開講演会として、各種委員会の本学科学術研究会が開催している。従って同一キャンパス内の歯学部、薬学部、教職員並びに地域の住民をはじめ、幅広く開催案内を行って、多くの参加者から好評を得ている。

令和2（2020）年度は、新型コロナ感染症の影響のため中止となった。

(4) ボランティア活動を通じた社会貢献

①保健所：毎年むし歯予防週間において、名古屋市内の南保健所で実施される「歯の一日健康センター」の事業で地域住民を対象とした歯科健診、フッ化物塗布、歯科保健指導に協力をしている。令和2（2020）年度は、新型コロナ感染症の影響のため中止となった。

②保健センター：毎年名古屋市近郊にある尾張旭市が主宰する健康祭りに、尾張旭市歯科医師会と協働して、歯科検診、歯磨き指導、口腔内細菌検査等、住民の健康を対象としたボランティア活動に短期大学部クラブ活動の一環として参加している。

令和2（2020）年度は、新型コロナ感染症の影響のため中止となった。

③教育機関：小学校むし歯予防週間においてブラッシング指導を実施している。2020令和2（2020）年度は名古屋市立六郷小学校へ専攻科学生11名が参加し、小学生のブラッシング指導を中心に実施した。

④世界禁煙デー「World No Tobacco Day」の活動：毎年、健康サポートクラブの学生のほか、各学年有志、教員有志が参加し活動している。

令和2（2020）年度は、新型コロナウイルス感染症の影響のため中止となった。

⑤海外活動：歯学部同窓会が主体となって行っている活動の一つ、フィリピンでの歯科医療活動が1997年から続いている。これは、フィリピンでは保険診療がなく治療代が高額なため歯科医療を必要とする人々に対して、抜歯、う蝕の治療、歯のクリーニングなどを行うボランティア活動である。毎年有志が参加している。

令和2（2020）年度は、新型コロナウイルス感染症の影響のため中止となった。

⑥学祭で実施される「楠元祭」において、本学科の学修内容を理解していただくため、また健康づくりの一端となるように地域住民にも声をかけ、毎年「歯磨剤作成・歯磨き指導・脱タバコ啓発コーナー」を催している。

令和2（2020）年度は、新型コロナウイルス感染症の影響のため中止となった。

⑦三重県・三重県歯科医師会が主催する歯のびっくりサイエンスへの本学教員1名ならびに公衆歯科衛生研究会の部員が参加し、三重県の親子の参加者に対し歯・口に関する科学実験を通じて学ぶ場を提供している。

令和2（2020）年度は、新型コロナウイルス感染症の影響のため中止となった。

〈テーマ 基準 I-A 建学の精神の課題〉

本学の建学の精神の根幹におく「仏教精神、特に禅の教えを基とした人格形成に努め、知の実践と自己の把握により、感謝の心を持った社会人を養成して、広く各界に寄与し、人類の福祉と文化の発展に貢献する」という理念は、「人と宗教」の講義を通して建学の精神を浸透させている。これは本学の教育を特色づけるものであり建学の精神である「行学一体・報恩感謝」を体現し、本学の独自性を形づくる理由の一つである。

しかし、講義内容は広範囲にわたることもあり、理解の焦点が定まらない傾向にある。また禅的教養を身につけるための研修である、永平寺の一夜参禅にも参加者は少ないのが現状である。今後は明確に学生が理解できるよう、また学生自身が主体的に建学の精神を学ぶことができる機会を得られる教育をするために、さらなる建学の精神の可視化をするなど、短期大学の環境づくりに取り組む工夫が要求されるとともに、自校教育の徹底についても、各教員も各自の授業において建学の精神を取り入れた教育展開をする検討が必要である。また、中長期計画においても、目的・方向性は示しているためその実施に向けた計画の実現を図っていくことが必要である。

〈テーマ 基準 I-A 建学の精神の特記事項〉

なし

[テーマ 基準 I-B 教育の効果]

〈根拠資料〉

[提出資料]

- (1) 2020 学生ガイド (学生生活ガイド/履修要項/講義概要)
- (2) 愛知学院大学短期大学部ホームページ「教育理念」
<http://www.agu.ac.jp/~tandai/about/idea.html>
- (3) 愛知学院大学短期大学部学則
- (4) 愛知学院大学短期大学部ホームページ「学則」
<http://www.agu.ac.jp/~tandai/about/regulation.html>
- (5) 愛知学院大学短期大学部パンフレット 2020 (WITH SMILE)
- (6) 大学案内 2021 (愛知学院大学)
- (7) 愛知学院大学短期大学部ホームページ歯科衛生学科シラバス
<http://www.agu.ac.jp/~tandai/dentalhygiene/syllabus.htm>

[備付資料]

- (1) 愛知学院百年史
- (2) 愛知学院百二十年史
- (3) 目で見る愛知学院 120 年
- (4) 愛知学院大学 50 年史
- (5) 行学一体の学びは実り 愛知学院のあゆみ
- (6) 2020 年度卒業生アンケート

[区分 基準 I-B-1 教育目的・目標を確立している。]

〈区分 基準 I-B-1 の現状〉

本学は、学校教育法、歯科衛生士法の規定に基づき、社会構造の変化、歯科医療を取りまく環境の変化に的確に対応するための能力を養い、口腔の健康の向上ならびに維持増進に寄与できる実際的な大学専門教育を授けることを教育の目的としている。

そのためには、本学の建学の精神である「行学一体・報恩感謝」を、教養科目である「人と宗教」「人の行動と心理」のみならず、「臨床歯科総論」、「歯科衛生士総論」などの教科においても内容を説明し、充分体得するよう教育している。また、臨床に携わる臨床家としての歯科衛生士の育成であることは言うまでもないが、そのみならず、21 世紀の社会でグローバルな視野で対応できる優れた歯科衛生士、優れた研究者、教育者、行政担当歯科衛生士など幅広い人材を育成するために教職員一体となって広範な教育を施している。

本学の教育理念・目的は、短期大学部の教育理念・目的および短期大学部学則として、人材の養成・教育研究上の目的に明示し、短期大学部ホームページを通して教職員、学生、社会に広く周知・公表している(提出資料 2、3、4)。学生に対しては、「学生ガイド 学生生活ガイド/履修要項」にそれぞれ掲載し、重ねて周知を図っている。新入生に対しては入学式、新入生ガイダンス等においても周知している。また、受験生には入試広報用の「大学案内」(提出資料 6)であるパンフレット・印刷物を用いてよりわかりやすく周知・公表するとともに、入試説明会やオープンキャンパス、保護者相談会などにおいても周知を図り、短期大学部の教育理念・目的の理解向上に努めている。

さらに、本学で学んだ教育内容はどのように地域や社会で活かされているかを卒業 1 年後に卒業生アンケートとして、卒業生と就職した歯科診療所院長に依頼し調査を実施して

いる。調査結果についてはグラフにし、寄せられたコメントは一覧表にしたものを教授会にて点検し、教職員全員に広く周知・公表している。また、IR情報として一部分についてはHPに公表している（備付資料6）。

大学の理念・目的等については「愛知学院百年史」（備付資料1）、「愛知学院百二十年史」（備付資料2）、「目で見る愛知学院120年」（備付資料3）、「愛知学院大学50年史」（備付資料4）、「行学一体の学びは実り 愛知学院のあゆみ」（備付資料5）など周年に合わせ刊行された周年誌などを刊行し内外に周知・公表している。

[区分 基準 I-B-2 学習成果 (Student Learning Outcomes) を定めている。]

〈区分 基準 I-B-2 の現状〉

本学では学習成果を、建学の精神に基づき、めざす人間像とし、短期大学部の人材の養成・教育研究上の目的に基づいた学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を、学科・専攻課程ごとに策定し、短期大学部ホームページ及び「学生ガイド 学生生活ガイド/履修要項」にて公表している（提出資料1）。

学科のディプロマ・ポリシーは、学則第1条に基づいて定めており、短期大学部全体で定めた教育理念と目標を基本とし、短期大学部独自の特色を打ち出した内容となっている。

「建学の精神を基に、人々の健康・保持増進に携わる医療人としての使命感と倫理観、良好な人間関係を構築できるコミュニケーション能力を身につけている。」「幅広い教養を基に口腔保健の専門的知識、技能、態度を修得し、課題に対し情報の収集、理論的な分析・思考により問題解決することができる。」「歯科医療の専門的知識・技能・態度を修得している。」など、教育理念・目標を達成するために、高い倫理観と豊かな人間性を備えることを求め、総合的な人間力を身につけていると判断した人に学位授与するとしている。

また、専攻課程のディプロマ・ポリシーについても、学則第47条の専攻科目的に基づき定められており、歯科衛生士養成課程における教育を基礎に、口腔保健学のより高度な専門的知識、技術を身につけ、所定の単位を修得し、定められた能力を身につけることにより修了証書を授与される。さらに独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に論文提出し審査に合格したものは、学位（口腔保健学士）を授与されることを「学生ガイド 学生生活ガイド/履修要項」に公表している。

この学習成果については、定期的に学校教育法の短期大学の規程に対応しているか点検しており、短期大学部では「学校教育法」「短期大学設置基準」などの関係法令を適宜確認し、適切に対応している。また、文部科学省からの通達や情報なども短期大学部事務室から回覧し、専任教員に確認することを努めている。

令和2（2020）年度は、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大に伴い、これまで行ってきたような対面での講義や実習の実施は困難な状態となり、学生に対して、従来のような教育を行うことは困難であった。しかし、国家試験の結果より判断すると、令和3（2021）年3月の国家試験では全国平均合格率93.0%に対し、本学は新卒99.0%、新卒と既卒の合計は98.0%であり、この結果は全国の平均合格率を上回っており、本学の学習目標と学習成果は一定の効果を得られていると判断している。

[区分 基準 I-B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受

け入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。]

〈区分 基準 I-B-3 の現状〉

本学では、人材養成と教育研究上の目的に基づいた学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）A、BおよびC、教育課程の編成・実施の方針として（カリキュラム・ポリシー）および入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）を策定し、短期大学部ホームページおよび「学生ガイド 学生生活ガイド/履修要項」にて公表している（提出1）。

本学の三つのポリシーについては、短期大学部教学改革推進委員会において審査を行う体制がとられており、必要に応じて変更や修正を行っている。

ディプロマ・ポリシーに掲げた目標を達成すべく、カリキュラム・ポリシーと連動した能力や知識の内容を併記し、当該科目を履修することで身につく学修スキルを科目ナンバリングで策定し、修得科目を体系的に整備している。また、ガイダンスやオリエンテーションを通して、カリキュラムにおける科目の関連性や分野ごとに修得すべき単位数をシラバスの活用方法とともに説明し、修得科目が学年を追うごとに順序だてて体系化されていること、学位授与方針に沿った学習効果が得られるよう配置されていることを伝えている。

教育活動においては、卒業認定・学位授与に掲げた目標を達成するために、「教育内容」「教育方法」「教育評価」をシラバスに取り入れた内容で実施し、教育評価を行っている。さらに、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーに掲げた目標と連動し、到達できる人材の受け入れをアドミッション・ポリシーについて策定している。本学のアドミッション・ポリシーは、学力と意欲の点で優れた人をできるだけ幅広く募り、公平かつ多様な方法で選抜する方針に基づき、様々な入学形式で受け入れ、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに定める教育を受けるのにふさわしい入学者選抜方針を定めている。

策定された三つの方針は、それに基づき大学教育・諸活動を実施するとともに、修得した実績を学生に分かりやすく成績配付などを行い、達成できているかその結果の点検と評価について、改善に取り組んでいる。

さらに、三つの方針については、学生ガイド、およびホームページ上で公表しており、新入学生には新入生オリエンテーションにて、教務主任より詳しく説明をしている。

〈テーマ 基準 I-B 教育の効果の課題〉

本学科は、歯科衛生士資格取得を目的に教育を行っているが、国家試験の結果から全国平均では上回っているものの、毎年100%合格に達することが難しい現状である。平成26（2014）年3月実施で2名、平成27（2015）年3月実施で2名、平成28（2016）年3月実施で3名、平成29（2017）年3月実施で1名、平成30（2018）年3月実施で1名が不合格となり、平成31（2019）年3月実施では全員合格となったものの、令和2（2020）年3月実施で2名、令和3（2021）年3月実施で1名が不合格となった。年々学生の基礎力低下傾向も否めないが、平成31（2019）年実施において全員合格となったのは、平成29年度より行っているチューター制度の活用が奏をきたし、専任教員による学生への直接指導や支援する方法、教育内容の見直しなどが繋がったものと考えられる。しかし、全員合格は継続せず、今後も歯科衛生士国家試験の現役生合格率を高めるには、継続して三つの方針を踏まえた教育活動やシラバスの内容改善などの対策が必要であると考え。さらに学習成果を獲得していない学生には、担任を中心とする全員の教員が共通認識をもち、満足の

得られる学生支援をしていくことが必要と考えている。

今後は一体的になった、三つの方針を基にカリキュラムマップの策定と定期的な点検・改善に努める必要がある。さらに教員間においても、定期的に理念・目的・教育目標の適切性を評価し更なる周知を徹底することにより、常に社会や時代の要請に対応できる歯科衛生士の養成を行っていくよう努力することが必要と考える。

〈テーマ 基準 I-B 教育の効果の特記事項〉

令和 3（2021）年 3 月実施の国家試験の本学科の現役生合格率は 99.0%、現役と既卒の合計では 98.0%であった。全国平均が 93.0%であることから考えると、学生数 100 名以上を対象に全員合格とするまでには及ばなかったが、令和 2（2020）年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大の中、専任教員全員の共通認識のもとに、学生への支援方法や教育内容の見直しを行ったことで、クラスターの発生もなく、合格率の低下には繋がらなかったと考えている。この効果は学生自身と専任教員の達成感につながり、特に専任教員においては今回の経験が次年度への教育経験に繋がっているものと期待している。

[テーマ 基準 I-C 内部質保証]

〈根拠資料〉

- 提出資料 (1)愛知学院大学短期大学部自己点検・自己評価委員会規程
- 備付資料 (1)平成 29 年度自己点検・評価報告書
(2)平成 30 年度自己点検・評価報告書
(3)令和元年度自己点検・評価報告書
(4)令和 2 年度自己点検・評価報告書
(5)令和 2 年度教員アンケート
(6)2020 学生ガイド

[区分 基準 I-C-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。]

〈区分 基準 I-C-1 の現状〉

愛知学院大学短期大学部各種委員会のなかに、自己点検・自己評価委員会並びに第三者評価委員会を設置し、各委員会規程（提出資料 1）に基づき実施している。短期大学部委員会には教学改革推進委員会、教学委員会、IR・キャリアサポート委員会、FD 委員会、ハラスメント統括委員会、ハラスメント対策委員会、倫理委員会、広報委員会、国家試験対策委員会、臨床実習（臨地実習）対策委員会、専攻科委員会がある。

日常的な自己点検は、学生ニーズを把握するための授業アンケートや学生生活アンケート、教員に対しては教員アンケートを実施している（備付資料 1～4）。この結果を IR・キャリアサポート委員会、教学委員会さらに教授会の中で、検討し課題を見つけて対応している。また、自己点検・自己評価委員会においては再度総合的に見直し、自己点検・評価を実施している。また、専任教員に対する再任用審査並びに教員評価の審査・評価項目は①教育、②研究、③臨床、④社会活動・学術交流について期間毎に行い、これも自己点検・評価の資料としている。また、専任教員の②研究と④社会活動・学術交流については

毎年「愛知学院大学短期大学部研究紀要」に業績として掲載している。これらも自己点検・評価にあたって資料となっている。

自己点検・評価報告書は、平成 18（2006）年度より発行しており、事務室および図書館に設置され、申し出に応じて閲覧することができる体制となっている。また、本学のホームページ上でも平成 21（2009）年度版以降を公開している。なお、平成 22（2010）年度及び平成 29（2017）年度に（財）短期大学基準協会による第三者評価を受審し、「適格」と認定された。

自己点検・評価には、自己点検・自己評価委員会が主に関わるが、教学改革推進室、教学委員会、IR・キャリアサポート委員会、FD 委員会などとも有機的に連携、合同して行っている。専任教員はいずれかの委員会に属しているので、全員が自己点検・評価に必然的に関わっていることになる。また、事務職員も各委員会に必ず同席して連携し関与している。

自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見を直接聴取してはいないが、高大連携委員会主導により、体験講義等を実施し、アンケート結果を高等学校等の意見として取り入れている。

自己点検・評価の成果として得られた課題に関しては、でき得る限り早く対応している。平成 29（2017）年度に（財）短期大学基準協会による第三者評価受審し、指摘された項目について順次対策している。具体的には、1) 建学の精神のもと三つのポリシーおよび教育目標の再確認、2) 学修成果の測定およびシラバスの統一性、3) 総単位数とカリキュラムの見直し、4) 科目間の見直しおよび高齢または老年関係科目の導入、5) 他学部、他大学、歯学部附属病院との共同研究ならびに外部資金の積極的な導入、6) 学生支援の充実と見直し（留年、退学予測者への面談等）、7) 歯科衛生士教員養成および教職員組織の見直し、8) FD ならびに SD 活動への積極的な取り組み、9) 財的資源の見直しおよび改善計画などがあげられる。

特に、毎年作成しているシラバスに関しては、授業概要の充実のためより詳細な内容記載と各科目間での統一を図っている。記載項目は「科目名」「単位数」「開講学年」「担当者」「授業の概要と一般目標」「到達目標」「準備学習（予習・復習）」「授業内容・スケジュール」「成績評価の方法・基準」「教科書」「参考書」「学生へのメッセージ」とし、科目ごとに作成している。また、「授業内容」には教科書のページ数を記載し「準備学習（予習・復習）」に役立つようにし、成績評価の方法・基準を具体的に明確化している。このシラバスは学生ガイドに掲載するとともに、ホームページでも公開している。

[区分 基準 I-C-2 教育の質を保証している。]

〈区分 基準 I-C-2 の現状〉

学習成果を査定する手法には、科目ごとにおいては学習成果をシラバスに明示し、科目担当者が評価基準に基づき客観性及び厳格性を確保する姿勢で成績評価を実施している。また、教育課程を通して学習成果を査定する方法については、学生対象の「授業アンケート」を行い、集計結果をレーダーチャート形式で取り纏め、担当教員にフィードバックしている。さらに教員対象の「教員アンケート」により、学生との認識の相違を明確にすることができる。

歯科衛生士としての資格は、国家試験の合格が前提となっており、その合格率は歯科衛生学科における学生の学習成果を査定する大きな指標と考えられる。歯科衛生士国家試験に向けた教育支援として、3年次秋学期には、口腔保健特論演習1・2において全科目担当者の講義、本学教員作成の模擬試験、外部業者の模擬試験および質疑応答時間の設定などを行い、学生個々の学習成果としての成績を査定するとともに、全体成績の経時・経年変化の分析を通して、学習成果の検証を実施している。

歯科衛生学科は、専門職業人としての専門就職を前提としており、実習教育が重要である。本学では2年次秋学期から3年次春学期にかけて歯学部附属病院における臨床実習と地域における診療所での臨地実習を行っている。これらにおける学習成果の査定は本学作成の評価基準に則り、臨床実習では各科担当の歯科医師と歯科衛生士、臨地実習では各診療所の担当歯科衛生士が評価している。また、専門職業人として歯科衛生士の卒業後に求められる学習成果を検証するために、卒業生を対象とした卒業生アンケート調査と卒業生を採用している就職先に対するアンケート調査を毎年行っている。

これらの手法は教授会、教学委員会、FD委員会、自己点検・評価委員会などにおいて、毎年点検している。特に、IR・キャリアサポート委員会において詳細なデータ解析を行い、その結果を各委員会に反映している。

本学教育の向上・充実のために自己点検・評価報告書あるいは各種アンケートの調査結果をPDCAサイクルとして活用している。専任教員、兼任教員の全教員ごとに講義・実習の終了時に授業アンケートを行い、学生からの評価を得ている。なお、令和2(2020)年度は授業アンケートの設問内容について検討を行い、一部修正した。また、設問数も11から10に削減した。評価は、5段階評価(適当である、どちらかといえば適当である、どちらともいえない、あまりそう思わない、そう思わない)で行い、その結果を教員ごと、全教員の平均と共に通知される。それによって教員はどの項目が低いのか、どの点の評価が低いかを知ることができる。さらに、毎学期末には、専任教員、兼任教員の全教員を対象に「教員アンケート」を行っており、「授業方法の工夫・研究について」14項目、「施設器具の使用について」5項目であり、教員自身の授業に対する自己評価を行っており、「授業アンケート」および「教員アンケート」は教学委員会、教授会に報告、検討、協議されて、今後の授業方法の検討、改善に役立っている。

学校教育法、短期大学設置基準等の各種法令については、文部科学省通達やホームページ等を確認し遺漏のないように努めている。

<テーマ 基準I-C 内部質保証の課題>

短期大学部各委員会には自己点検・自己評価委員会、第三者評価委員会、教学推進委員会、教学委員会、IR・キャリアサポート委員会、FD委員会、ハラスメント統括委員会、ハラスメント対策委員会、倫理委員会、国家試験対策委員会、臨床実習(臨地実習)対策委員会、専攻科委員会があり、各委員会規定に基づき実施されている。委員は短期大学部専任教員で構成されているが、講師以上の教員は複数の委員会に関わり、教授会で委員会報告を行い情報の共有をしている。しかし、全教員が同等に共有するのは難しく、教職員間での差があるため、共有認識のための体制を整える必要がある。今後はSD委員会、FD委員会の積極的な活動を促し、全教員が継続的に参加し学修状況改善・向上をめざす仕組み

を考えている。さらに、教育の質向上のため、シラバスの具体的な内容充実については改善計画されているが、教育プログラムについては、科目およびカリキュラム構成の見直しを図るとともに定期的な点検を行うことが必要である。

〈テーマ 基準 I-C 内部質保証の特記事項〉

特になし

〈基準 I 建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画〉

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

平成 29（2017）年度に（財）短期大学基準協会による第三者評価を受審し、自己点検・評価の成果として得られた課題に対して、できる限り早く対応している。具体的には、1) 建学の精神のもと三つのポリシーおよび教育目標の再確認、2) 学修成果の測定およびシラバスの統一性、3) 総単位数とカリキュラムの見直し、4) 科目間の見直しおよび高齢者・障害者などの高齢者関係科目の導入、5) 他学部、他大学、歯学部附属病院との共同研究ならびに外部資金の積極的な導入と獲得、6) 社会人入試の活用や高大連携の積極的な導入、7) 歯科衛生士教員数の見直し、8) FD ならびに SD 活動への積極的な取組み、9) 財的資源の見直しおよび改善計画などがあげられる。

特に、建学の精神のもと三つのポリシーおよび教育目標については、愛知学院大学の建学の精神をもとに、短期大学部の方針を合せる必要があり、短期大学部教学委員会、教授会にてその確認を行った。行動計画としては、短期大学部の内部組織の再構築からはじめの必要があり、平成 30（2018）年度は組織作りの見直し期間となった。さらに三つのポリシーを見直し後、カリキュラムの再確認が必要となり、現在新カリキュラムの作成作業を行っている。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

本学の教育は歯科衛生士の資格取得が前提になっており、教育の効果を査定するためには、国家試験の合格率は教育の大きな指標となる。そのために、どのような歯科衛生士をめざす教育をするか、どのような人間教育を行うのかを問われることとなる。愛知学院全体としての建学の精神とめざす人間像を鑑み、大学全体としての教育理念・目的を大前提として、短期大学部の教育理念・目標に併せた三つのポリシーを見直した。ここでは、短期大学部の三つのポリシーと専攻科における三つのポリシーを策定し、すべてのポリシーが連結するよう改善しているが、時代や社会の流れとともに教育目標や内容も改善が必要で今度適宜、三つのポリシーの見直しを実施していく予定である。

また令和 2（2020）年度に見直した三つのポリシーに合わせた学修成果の測定方法及び達成目標を策定しさらなる改善を目指す予定である。また、カリキュラムの見直しを図り効果的な教育を実施し教育の質保証につなげる予定である

特に本学では、歯学部附属病院での臨床実習や専攻科を設置しているため、医科歯科連携や多職種連携のできるチーム医療などを取り入れた教育内容・教育目標を重視したポリシーを計画したいと考えている。

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]

<提出資料>

- (1) 2020 学生ガイド
- (2) 入試ガイド 2021
- (3) 2021 年度一般選抜要項
- (4) 2021 年度入学試験要項

[区分 基準Ⅱ-A-1 学科・専攻課程ごとの卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を明確に示している。]

<区分 基準Ⅱ-A-1 の現状>

- (1) 卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。

①卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。

卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）では卒業が認定されたものは「歯科衛生士国家試験受験資格を取得する」ことができると示している。その卒業認定の要件は105単位以上の履修が必要であり、建学の精神を基に、医療人としての使命感と倫理観、コミュニケーション能力を身につけ、幅広い教養を得ることができる基礎分野科目から10単位必修、口腔保健および歯科医療のための専門基礎分野科目から22単位必修、さらにより臨床的な口腔保健・歯科医療の専門的知識と技能および態度を修得する専門分野科目から64単位必修、さらに教養や実践的な口腔保健に関わる選択必修分野科目から7単位以上、課題に対し情報の収集と理論的な分析・試行により問題解決する卒業研究について2単位必修となっておりディプロマ・ポリシーに対応した学習成果が確実に得られる体制になっている。この卒業認定の要件は「愛知学院大学短期大学部学則第7条」（提出資料—1）に明確に示している。さらに学位授与についても「所定の単位を修得し、以下の能力を身につけたものに短期大学士（歯科衛生）を授与する」と「愛知学院大学短期大学部学則39条」（提出資料—1）に明記しており学習成果としての卒業認定が学位授与の方針に対応している。すなわち基礎分野、専門基礎分野、専門分野、選択必須分野の4科目＋卒業研究が学習成果としてバランスよく修得できた場合に学位が授与される。また本学の学位授与については「愛知学院大学短期大学部学位規程」により、さらに「短期大学士の学位は本学を卒業した者に授与する」と学則を補完している。

所定の単位の認定は各科目の学科試験に合格した科目に対して与えられ、学則で「試験

愛知学院大学短期大学部

の成績は、各学科目について 100 点満点中 60 点以上を合格とする」、「学科試験に合格した科目に対しては所定の単位を与える」と「愛知学院大学短期大学部学則第 37 条」および「38 条」で定めている（提出資料—1）。すなわち、卒業認定、学位授与の方針は学習成果と直接的に対応している。また、卒業認定にあたり、所定単位修得以外に「卒業要件には、卒業試験に合格しなければならない」と「愛知学院大学短期大学部歯科衛生学科進級、登院、卒業の要件の申合せ」に明記しており、「3 年生の臨床実習履修を終了し、卒業要件の 105 単位以上を満たしている者」に対して卒業試験を実施して確実に学修成果の評価をしている。なお学修成果の最終判定として「卒業試験の再試験が不合格の者は卒業判定会議にて審議する」と定めている（提出資料—1）。

(2) 卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。

本学の卒業認定・学位授与の方針は、文部科学省が定める学位規則（昭和二十八年四月一日文部省令第九号）による「短期大学が、当該短期大学を卒業した者に対し行うこと」、ならびに短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）の短期大学学位授与の要件である「修業年限が三年の短期大学の卒業の要件は、短期大学に三年以上在学し、九十三単位以上を修得すること」を十分に満たしていることから社会的・国際的通用性がある。さらに本学は歯科衛生士養成機関であり、歯科衛生士教育の資格取得のための要件である厚生労働省の定める歯科衛生士学校養成所指定規則（昭和二十五年二月十七日文部省・厚生省令第一号）3 年以上の修業年限と基礎分野 10 単位、専門基礎分野 22 単位、専門分野 54 単位、選択必須分野 7 単位の合計 93 単位を満たしている。歯科衛生士の国家試験の受験資格は歯科衛生士養成機関の卒業が要件となっており、本学科における学位授与は、国家資格かつ他国でも認められている資格である歯科衛生士の資格取得ができることから社会的・国際的通用性が確保できている。

(3) 卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。

卒業認定・学位授与の方針は見直しが必要である旨は、教学改革推進委員会、教学委員会、O 教授会で協議の上、令和 2（2020）年度から変更した。変更したディプロマ・ポリシーに対し、適切な評価を行ったのち、定期的な点検を実施する PDCA サイクルを循環させる予定である。

[区分 基準Ⅱ-A-2 学科・専攻課程ごとの教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を明確に示している。]

<区分 基準Ⅱ-A-2 の現状>

(1) 教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。

教育課程は卒業認定・学位授与の方針で明記している「卒業要件を修得」、「歯科衛生士国家試験受験資格を取得する」ために、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）が設定されている。すなわち教育課程と卒業認定・学位授与の方針は対応している（提出資料—1）。

(2) 教育課程編成・実施の方針に従って、教育課程を編成している。

① 短期大学設置基準に則り体系的に編成している。

短期大学設置基準（第五条）に則り授業科目は、幅広い教養と豊かな人間性を育み、さらに歯科衛生士に係る専門の学芸が修得できるよう、基礎分野から専門分野へ移行できるよう体系的に教育課程を編成している。

具体的には、本学の学位授与方針を反映した、教養教育としての「基礎分野」科目、医療関係者として健康づくりについて深い素養と知識を学ぶ「専門基礎分野」科目、歯科医療と歯科衛生士の業務と役割を学ぶ「専門分野」科目、自然科学的・人文科学的な考えを養う「選択」科目、ならびにそれらの集大成としての「卒業研究」の4科目+1から構成されている。3年間の教育課程ではこれらの部門科目をさらに分野に分類し、学年制で積み上げていく体系的な教育を行っている。

1年次春学期には自然科学的、人文科学的な考え方ができ、語学、運動・スポーツ科学を理解できる基礎力を修得するために「基礎分野」科目の100%、「科学的思考の基盤」「人間と社会生活理解」「外国語」の分野を学修するとともに、「専門基礎分野」科目の53%、全身や口腔外から口腔内に視点を向けることができる「人体(歯と口腔を除く)の構造と機能」と「歯と口腔の機能と構造」分野、「歯・口腔の健康と予防に関わる人間と社会の仕組み」分野の一部を学修する。また、入学間もない1年次の春学期に歯科衛生士としての職業観と学修意欲高め、段階的に歯科衛生士としての技術を修得するために「専門分野」科目の27%で「歯科衛生士論」分野、「臨床歯科」分野、「歯科衛生士専門科目」分野を修得する。

1年次秋学期には、疾患を中心とした科目である「専門基礎分野」科目の27%、「病気の成り立ちと回復の促進」分野、「歯・口腔の健康と予防に関わる人間と社会の仕組み」分野の一部、「専門分野科目」35%のうち歯科治療に直結した「臨床歯科」分野の一部を学ぶ。また、「歯科衛生士専門科目」分野も授業・実習で学修する。1年次のすべての科目の単位を取得した者は2年次に進級することができる。

2年次春学期では、1年次に学修した知識を基盤として、「専門基礎分野」科目の20%「歯・口腔の健康と予防に関わる人間と社会の仕組み」分野の一部、「専門分野」科目の

46%、「臨床歯科」分野を中心に「歯科衛生士専門科目」分野を修得する。

2年次の秋学期は、「専門分野」科目の15%、「臨床歯科」分野1科目、「臨床実習」分野である「臨床予備実習」「臨床実習1」の単位を履修する。秋学期の後半は主に歯学部附属病院で行われる臨床実習を行うが、臨床実習を開始する「登院」の可否について、教学委員会を経て教授会の議により判定する。登院許可を得るためには、2年生の春学期において履修すべき全科目に合格し、秋学期前半に行われる臨床予備実習に合格していなければならないと定めている。また秋学期には、「選択必修分野科目」の必修科目が開講され履修しなければならない。そして2年次のすべての科目の単位を取得した者は3年次に進級することができる。

3年次は春学期、秋学期を通して「専門分野」科目の4%（12単位）の「臨床実習」分野を修得する。学生によっては春学期、秋学期に開講される「選択必修分野科目」の選択科目を選択、履修する。秋学期には「選択必修分野科目」の4科目は必修科目として学修する。また、3年生の通年で卒業研究（2単位）を行い、3年間で得られた知識、技能を応用した論文を作成する。

② 学習成果に対応した、授業科目を編成している。

歯科衛生士国家試験受験資格および歯科衛生士免許取得のためには、歯科衛生士学校養成所指定規則に定められた必須の93単位の授業科目が編成されている。学習成果として明確なこれらの科目を含め授業科目はカリキュラム・ポリシーに対応してシラバスに授業目標および到達目標が明示されており学習成果に対応している（提出資料-1）。

表Ⅱ-1に令和2（2020）年度歯科衛生士学科の教育課程を示す（提出資料-1）。

表Ⅱ-1 歯科衛生学科 令和2（2020）年度 教育課程

専＝短大専任教員 特＝短大特任教員 兼＝大学専任教員 非＝非常勤講師

科目の種別		授業科目名	単 位	必 修	選 択	開 講 年 次	開 講 期	担当者（資格）		
礎 分 野	科学的思考の	人間と生物	2	○		1	春	新井通次	教授	（専）
	基盤	生活と化学	2	○		1	春	来住準一	准教授	（兼）
	人間と社会生	人と宗教	1	○		1	春	山端信祐	講師	（非）

愛知学院大学短期大学部

科目	活の理解	人の行動と心理	2	○		1	春	原山裕子	講師	(専)	
		学習とその支援	1	○		1	春	原山裕子	講師	(専)	
		健康の科学	1	○		1	春	小出龍郎	教授	(専)	
	外国語	英語会話		1	○		1	春	D. ポマティ	外国人 教師	(兼)
									R.L. ノテスタイ ン	外国人 教師	(兼)
専門 基礎 分野 科目	人体(歯と口腔を除く)の 構造と機能	人体の構造	1	○		1	春	内海倫也	准教授	(専)	
		細胞の構造と働き	1	○		1	春	内海倫也	准教授	(専)	
		人体の機能	1	○		1	春	片倉伸郎	准教授	(兼)	
		人体の分子的基盤	1	○		1	春	橋本洋子	講師	(兼)	
	歯と口腔の機能と構造	歯と口腔の構造	2	○		1	春	内海倫也	准教授	(専)	
		歯と口腔の機能	1	○		1	春	片倉伸郎	准教授	(兼)	
		歯と口腔の分子的基盤	2	○		1	春	山下京子他	講師	(兼)	
	病気の成り立ちと回復の促進	人体と口腔の病因病態診断	2	○		1	秋	久保勝俊他	准教授	(兼)	
		人体と口腔の感染と免疫	2	○		1	秋	新井通次	教授	(専)	
		人体と歯科の薬物	2	○		1	秋	新井通次	教授	(専)	
	歯・口腔の健康と予防に関わる人間と社会の仕組み	健康とその増進	1	○		1	春	犬飼順子	教授	(専)	
		口腔の健康とその増進1	2	○		1	秋	犬飼順子	教授	(専)	
		口腔の健康とその増進2	1	○		2	春	犬飼順子	教授	(専)	
		社会制度と歯科・歯科と歴史	1	○		2	春	犬飼順子	教授	(専)	
		歯科と統計手法	2	○		2	春	犬飼順子	教授	(専)	
	専門 分野 科目	歯科衛生士論	歯科衛生士論	2	○		1	春	高阪利美	教授	(専)
		臨床歯科	臨床歯科総論	1	○		1	春	山田三良他	講師	(特)
			硬組織疾患と対応	1	○		1	秋	山田三良	講師	(特)
			歯髄疾患と対応	1	○		1	秋	橋岡和子	講師	(非)
			歯周疾患と対応	1	○		2	春	稲垣幸司	教授	(専)
歯の欠損と対応			1	○		2	春	小島規永	講師	(兼)	
歯冠の欠損と対応			1	○		2	春	小島規永	講師	(兼)	
口腔の外科疾患と対応			1	○		2	春	阿知波基信	講師	(兼)	
歯列の不正と対応	1	○		2	春	近藤高正	講師	(非)			

愛知学院大学短期大学部

	小児と歯科	1	○		2	春	渥美信子	教授	(専)
	歯科と放射線	1	○		2	春	福田元気	助教	(兼)
	高齢者・障害者と歯科	1	○		2	春	渥美信子他	教授	(専)
	歯科と材料	1	○		1	秋	鶴田昌三他	准教授	(兼)
	歯科英語	2	○		2	春	千田彰	講師	(非)
	歯科臨床英語会話	1	○		2	秋	千田彰	講師	(非)
歯科衛生士専門科目	歯科予防処置論	2	○		1	春 秋	高阪利美	教授	(専)
	歯科予防処置論実習	6	○		1(春)~ 2(春)		佐藤厚子他	准教授	(専)
	歯科保健指導論	1	○		1	秋	高阪利美	教授	(専)
	歯科保健指導論実習	4	○		1(春)~ 2(春)		高阪利美他	教授	(専)
	栄養支援論	1	○		1	秋	来住準一	准教授	(兼)
	栄養支援論実習	1	○		1	秋	犬飼順子	教授	(専)
	歯科診療補助論	1	○		1	秋	渥美信子	教授	(専)
	歯科診療補助論実習	8	○		1~2		渥美信子他	教授	(専)
臨床実習	臨床予備実習	3	○		2	秋	渥美信子他	教授	(専)
	臨床実習1 臨地実習含む	8	○		2	秋	渥美信子他	教授	(専)
	臨床実習2 臨地実習含む	12	○		3	春	犬飼順子他	教授	(専)
選択必修分野科目	世界の人々の歯・口腔の健康と増進	1		○	3	春	加藤一夫	准教授	(兼)
	情報処理論	2		○	3	春	本年度開講せず		
	スポーツ科学	1		○	1	春 秋	小林秀一	准教授	(兼)
	ホームヘルプサービス	2		○	2(秋)~ 3(秋)		本年度開講せず		
	実用英語	2		○	3	春	本年度開講せず		
	看護の技術	1		○	3	秋	本年度開講せず		
	臨床コミュニケーション論	1	○		2	秋	本田聡子	講師	(非)
	歯科医療管理学	1	○		3	秋	稲垣幸司他	教授	(専)

愛知学院大学短期大学部

	口腔保健特論演習 1	2	○		3	秋	新井 通次 他	教授	(専)
	口腔保健特論演習 2	2	○		3	秋	稲垣 幸司 他	教授	(専)
	医学概論	1		○	3	秋	小出 龍郎	教授	(専)
	先端歯科医療学	1		○	3	秋	稲垣 幸司 他	教授	(専)
卒業研究	卒業研究	2	○		3	春 秋	高阪 利美 他	教授	(専)

③ 単位の実質化を図り、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、年間又は学期において履修できる単位数の上限を定める努力をしている。

単位の实質化のために、シラバスに予習・復習の内容および必要時間を記載し、学生には授業外の学修を促している。しかし3年間で105単位を履修し、そのうち42単位は45時間が受講時間である実習のため、学生の自主学習時間は不十分であると考えられる。したがって、今後はカリキュラムの変更により学生の自由な学修時間を少しでも確保できるように令和2（2020）年度より検討中である。

それぞれの科目は単位制をとっているが学年ごとに必要な修得単位数が定められている。学年ごとに時間割通り受講しほぼすべての単位を修得して初めて進級を満たす単位に達することができる。開講科目はほぼ必須科目であることから進級判定のベースライン以上の単位を修得することは困難で、修得単位の上限を定めることは不可能である。そして、学年制をとっているため進級不可になった場合は、当該学年で修得した単位は無効となり、新たに学年で修得しなければならないすべての単位を再履修しなければならない。

④ 成績評価は学習成果の獲得を短期大学設置基準等に則り判定している。

成績評価は、短期大学の設置基準に従い客観性及び厳格性を確保するため、すべての科目でシラバスに成績評価の基準を明示するとともに、担当科目の独立性を確保している。また、複数の教員が担当している科目についてはあらかじめ評価基準を設けた上、担当者間で協議の上、成績評価を行っている。履修した科目の単位は、試験・試験以外によるものなどの結果を総合した「総合点」により認定され、その成績の評価基準ならびに表記は次の通りである。

表Ⅱ-2 成績の評価基準とその表記

評語	ポイント	評価	100点満点での 得点範囲	評 価 基 準
----	------	----	------------------	---------

愛知学院大学短期大学部

AA	4	秀(合格)	90点以上	科目内容を修得し、極めて優秀な成績を修めた者
A	3	優(合格)	89点～80点	科目内容を修得し、優秀な成績を修めた者
B	2	良(合格)	79点～70点	科目内容を修得し、良好な優秀な成績を修めた者
C	1	可(合格)	69点～60点	科目内容を修得したと認められた者
D	0	不合格	59点～30点	科目内容を修得したとは認められない者
E	0		29点以下	科目内容を修得したとは認められず、修得には再度の履修が必要であるもの(再試験受験資格無)
K	0		試験を受けていないもの	
S	0		科目開講回数の3分の1を超えて欠席し、失格となったもの	

成績評価係数 (GPA 値) の算出方法

$$GPA = \frac{(AAの単位数 \times 4) + (Aの単位数 \times 3) + (Bの単位数 \times 2) + (Cの単位数 \times 1) + (D \cdot Eの単位数 \times 0)}{\text{履修登録単位数}}$$

成績評価係数は、学期および学年ごとに算出している。また、成績評価は学生ガイド、およびホームページ上で公開して明記している(提出資料-1)。成績は学生に配布するとともに、保護者へ郵送している。

また、令和2(2020)年度より成績評価基準の平準化をはかるために、学期・学年・科目ごとに成績評価(AA・A・B・C・D)の判定者の割合を算出し、さらに学年の平均成績評価割合を教員にフィードバックしている。

⑤ シラバスに必要な項目(学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等)を明示している。

シラバスでは受講することで得られる学習成果として、「授業目標」ならびに「到達目標」を示している。さらに授業内容として「授業の概要」と「授業計画」を具体的な授業時間数とともに示しており、授業内容の詳細を示している。また学習成果を得るための「到達目標・予習・復習」欄には準備・復習の学修内容及び時間数を掲載し、学生が主体的に学習し、授業計画に則り学習すると確実に学習成果を得ることができるように各授業科目の到達目標も掲載している。成績評価方法、教科書・参考書、学生へのメッセージとしてオフィスアワーについても明示しており、シラバスとして必要な項目を満たしている(提出資料-1)。なお、評価基準はすべての科目で上記④に示した基準で統一させている。

⑥ 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業（添削等による指導を含む）、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施を適切に行っている。

令和 2（2020）年度は新型コロナウイルス感染症流行のため、感染対策の一環で、ほとんどの授業を遠隔授業で実施した。実習の一部のみを少人数制にして面接授業を実施し、残りの授業は遠隔によるライブ配信授業ならびに、オンデマンド型授業を実施している。学内でクラスターを発生させることなく授業を実施している。

(3) 教育課程の見直しを定期的に行っている。

教育課程の見直しは、教職員、学生からの意見・要望を受けて随時検討されており、カリキュラム部会、教学委員会、教授会で議論されている。教育課程は現在見直しの素案を作成し、令和 4(2023)年度から新カリキュラムで教育できるよう活動している。

[区分 基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準に則り、幅広く深い教養を培うよう編成している。]

<区分 基準Ⅱ-A-3 の現状>

(1) 教養教育の内容と実施体制が確立している。

教養教育は幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう短期大学設置基準に従う一般教育科目、外国語科目、保健体育科目の教養教育を修得できるよう必須科目もしくは選択科目として行っている。特に外国語教育に力を入れ、教養教育では少人数制の演習方式で実施している。

(1) 教養教育と専門教育との関連が明確である。

教養教育は「科学的思考の基礎」、「人間と社会生活の理解」、「英語」に大別され、これらの教養教育は生物、保健および国際的な知識を修得できる内容となっており、さらにはその後の専門教育の基礎力となりうる内容になっている。

(2) 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

教養教育の効果は他の教育と同様に授業科目ごとに成績評価を行い、教学委員会、教授会で承認を得ている。また、授業担当者ごとに授業アンケートも毎年行っており、令和 2（2020）年度より、成績評価の平準化も図り、担当教員ごとに教育体制の見直しをはかっている。

[区分 基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準に則り、職業又は實際生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。]

<区分 基準Ⅱ-A-4 の現状>

- (1) 学科・専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。

本学科は現在まで在籍した 100%の学生が歯科衛生士の資格取得を目指してきた。そのため専門教育は歯科衛生士の国家資格を取得するための国家試験を見据えた教育を行っている。歯科衛生士国家試験の試験科目は歯科衛生士法施行規則（平成元年十月三十一日厚生省令第四十六号）により下記のとおり規定されており、本学科の教育課程科目の「専門基礎分野」「専門科目分野」科目の分野と対応させることができ、歯科衛生士国家試験合格を目指した学習成果を得ることができる。

- 一 人体（歯・口腔を除く。）の構造と機能
- 二 歯・口腔の構造と機能
- 三 疾病の成り立ち及び回復過程の促進
- 四 歯・口腔の健康と予防に関わる人間と社会の仕組み
- 五 歯科衛生士概論
- 六 臨床歯科医学
- 七 歯科予防処置論
- 八 歯科保健指導論
- 九 歯科診療補助論

- (2) 職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

職業教育の効果は専門基礎分野科目、専門分野科目として学習し、試験や口頭試問、実技試験、OSCEなどで成績として他の授業科目と同様に測定・評価している。また歯科衛生士国家試験の合格率は令和2（2020）年度3年生の合格率は99.0%であり、職業教育としての効果は得られていると評価できる。また、卒業生および就職先に向けて毎年、秋にアンケート調査を実施しており、職業教育の振り返りや反省点を挙げ、教育効果の測定方法や評価方法について該当科目担当者が主となり適宜見直し、改善している。

[区分 基準Ⅱ-A-5 学科・専攻課程ごとの入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明確に示している。]

<区分 基準Ⅱ-A-5 の現状>

(1) 入学者受入れの方針は学習成果に対応している。

本学の教育目標を達成するにあたり、入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）を以下のように定めている。

短期大学部としては、下記の通りとなっており、短期大学学生として本学で学習するための学習意欲とコミュニケーション能力を備えていることが必要とされている。

- ① 短期大学部の建学の精神を理解できる人
- ② 短期大学部の教育目標、教育内容をよく理解する人
- ③ 高等学校等の教育課程における基礎的な知識・技能とそれに基づく思考力・表現力を身につけている人
- ④ 主体性をもって多様な人々と協働できる能力を身につけている人

歯科衛生学科としては、さらに歯科衛生士としての素養と知識・技能を修得できることを必要としており、入学後の学習成果に対応する内容となっている。

- ① 知を磨く意識を持ち、人として感謝のできる精神を持つ人。
- ② 歯科衛生学科のカリキュラム・ポリシーを理解し、知識、技能、態度の修得に主体的に取り組むことができる人。
- ③ 口腔保健・歯科医療を学ぶため、自ら思考、判断、表現できる能力を持っている人。
- ④ 主体的に多様な人々と協働しようとする人。

(2) 学生募集要項に入学者受入れの方針を明確に示している。

学生募集要項として入試ガイド 2021（提出資料—2）、2021 年度一般選抜要項（資料—3）、2021 年度入学試験要項（資料—4）、また愛知学院大学 HP において入試情報として公開している。

（ https://edu.career-tasu.jp/p/digital_pamph/frame.aspx?id=7530000-2-2&FL=0 , https://www.agu.ac.jp/e_apply/pdf/2021youkou.pdf）。

また受験生が閲覧すると思われる短期大学部ホームページ（<http://tandai.agu.ac.jp/about/policy/admission/>）でも公開して、それぞれに入学者受入れの方針を明示している。

(3) 入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。

短期大学部の入学受け入れの方針では「高等学校等の教育課程における基礎的な知識・

技能とそれに基づく思考力・表現力を身につけている人」としている。また、歯科衛生学科の入学受け入れの方針では「口腔保健・歯科医療を学ぶため、自ら思考、判断、表現できる能力を持っている人」としている。これは、入学前の学習成果が一定基準満たされなければならないことであり、入学前の学習成果を把握・評価することを明確に示している。学習成果の把握・評価方法は、多様な入学者選抜方法で選抜しているためそれぞれの方法で異なる。

(4) 入学者選抜の方法は、入学者受け入れの方針に対応している。

入学者選抜は、一般入試（「前期試験」「中期試験」「後期試験」「共通テスト利用試験」）、推薦入試（「指定校制推薦」「公募制推薦」）、アドミッション・オフィス方式入試、その他の入学試験（「大学在学学生特別入試」「帰国生徒入学試験」「社会人入学試験」「外国人留学生入学試験」）などの多様な方法で実施している（提出資料—2、ホームページ）。入学者受け入れの方針、短期大学部の「高等学校等の教育課程における基礎的な知識・技能とそれに基づく思考力・表現力を身につけている人」および歯科衛生学科の「口腔保健・歯科医療を学ぶため、自ら思考、判断、表現できる能力を持っている人」については入学者選抜方法である学力試験、課題文設問型小論文、入学試験時の学習成績の状況を加味した加点が対応している。また短期大学部の「短期大学部の建学の精神を理解できる人」、「教育目標、教育内容をよく理解する人」、「主体性をもって多様な人々と協働できる能力を身につけている人」および歯科衛生学科の「知を磨く意識を持ち、人として感謝のできる精神を持つ人」、「カリキュラム・ポリシーを理解し、知識、技能、態度の修得に主体的に取り組むことができる人」、「主体的に多様な人々と協働しようとする人」については個人面接が対応している。

(5) 高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公平かつ適正に実施している。

高大接続の観点から、学力の3要素を把握できるよう、多様な入学者選抜方法によって選考基準を設定し公平かつ適正に入学者を選抜している。入試区分別選考基準設定状況を下表に示す。

入試区分別選考基準設定状況（○：基準設定あり）

入試区分	知識・技能	思考力・判断力・表現力等	主体性と協働の態度
------	-------	--------------	-----------

愛知学院大学短期大学部

一般選抜	前期試験 A	○	○	
	中期試験	○	○	
	後期試験	○	○	
一般選抜（共通 テスト利用）	共通テスト」利用試験 I 期	○	○	
学校推薦型選抜	公募制推薦入試 A[専願]	○	○	○
総合型選抜	A0 入試[専願]	○	○	○
特別選抜	大学在学学生特別入試	○	○	○
	帰国生徒入学試験	○	○	○
	外国人留学生入学試験		○	○
	社会人入学試験	○	○	○

なお、具体的な選考基準は資料に掲載している（提出資料—2、ホームページ）。

(6) 授業料、その他入学に必要な経費を明示している。

授業料、その他入学に必要な経費は入試ガイド 2021(提出資料—2)、2021 年度一般選抜要項（提出資料—3）、2021 年度入学試験要項（提出資料—4）、ホームページで公開・明示している。

(7) アドミッション・オフィス等を整備している。

本学ではアドミッション・オフィス入試は歯科衛生学科設立以前より整備している。アドミッション・オフィス入試では第 1 次選考で学習成績の状況を得点化した上で文化・芸術・スポーツなどの自己アピールを書類審査し、合格した者に対し小論文により基本的な文章力と表現力を評価し・面接によりアドミッション・ポリシーを有するか口頭での表現力で評価している。

(8) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。

入学試験の受験の問い合わせ等に関する事項は愛知学院大学入試センターで一括対応している。

(9) 入学者受入れの方針を高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

現在、高等学校関係者の意見を聴取して定期的な入学者受け入れ方針の点検は行ってい

ない。

[区分 基準Ⅱ-A-6 短期大学及び学科・専攻課程の学習成果は明確である。]

<区分 基準Ⅱ-A-6 の現状>

(1) 学習成果に具体性がある。

学習成果は最終的に成績として評価され、授業科目ごとにシラバスに「評価の方法」として学習成果が十分反映されている（提出資料—1）。また、歯科衛生士国家試験に合格することとして具体的に示されている。

(2) 学習成果は一定期間内で獲得可能である。

学習成果は授業科目ごとに成績として評価され、学期ごとに成績評価をおこなっており、学期ごとのカリキュラムに対する学習成果としての単位修得は学期内で獲得可能となっている。一方、「愛知学院大学短期大学部歯科衛生学科進級、登院、卒業の要件の申合せ」2、3、4、5において、進級、登院、卒業に必要な単位を明示している。さらに愛知学院大学短期大学部学則第 29 条では「歯科衛生学科の学生は 6 年をこえて在学することができない」と定めており、また「愛知学院大学短期大学部歯科衛生学科進級不可者、登院不可者、卒業不可者の扱いに関する申合せ」により「同一学年に在学できる期間は 2 年以内とする」と定めており、学習成果は明確に示されている。

(3) 学習成果は測定可能である。

学習成果は授業科目ごとに AA、A、B、C、D と評価し、それぞれポイントを付与した GPA で算出するため測定可能である。

[区分 基準Ⅱ-A-7 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。]

<区分 基準Ⅱ-A-7 の現状>

(1) GPA 分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積（ポートフォリオ）、ルーブリック分布などを活用している。

IR・キャリアサポート委員会で学習成果の獲得状況として GPA 分布を学年ごとに算出し量的データを作成している。GPA 分布は成績配布や奨学生の評価時など学生指導・評価に活用している。また、成績評価は開講期ごとにすべての科目の平均評価者割合と科目ごとの評価者割合としての量的データを算出し、教員間の学習評価基準の平準化を図っている。学年制をとっているためほぼ全ての学生の取得単位数が同じであり学生数も少ないことか

ら単位取得率は算出する必要がない。

学位は3年生に進級したほぼ全ての学生が取得しているため、学位取得率を学習成果の評価には用いていない。

国家試験の合格率は学内外に公表して学習成果の獲得状況として評価している。また、国家試験対策委員会では国家試験の合格率に加え国家試験の自己採点結果を活用して本学学生の正答率等や科目ごとの正答率を算出し分析して、今後の授業等に活用できる資料を作成し、担当教員に配布している。

全ての授業に対する学生の業績の集積としてのポートフォリオは用いていないが、臨床実習では「臨床実習体験録」がポートフォリオとしての機能を果たしている。

ルーブリック分布を用いた学習成果の評価は、Microsoft Teams の機能を活用して一部の教員の授業で取り組み、質的データを数値化している。なお Microsoft Teams は専任・兼担・非常勤教員はすべてアカウントを持っており、常に活用できる状況である。

(2) 学生調査や学生による自己評価、同窓生への調査、インターンシップや留学などの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。

学生調査や学生による自己評価は授業科目ごとに収集している授業アンケートを毎年各学期に実施している。学生の調査結果および自己評価を受けて教員は学生の学習成果が得られるように授業改善のための資料にしている。なお、令和2(2020)年度は新型コロナウイルス感染症の流行のため、授業が遠隔授業になった科目がほとんどであり、調査方法もweb調査により実施した。そのため例年とは異なる所感を得ている。

同窓生への調査として卒業後1年未満の同窓生にアンケート調査を行っている。また、雇用者への調査として、卒後1年未満の卒業生の就業先に就職アンケートを実施し、本学の学習成果を評価している。学習効果が評価できるよう質問項目の見直しをIR・キャリアサポート委員会で見直ししている。

インターンシップや留学などへの参加率は活用していない。

大学編入学率は低く、在籍率、卒業率は高いため学習成果の評価として活用していない。就職率は毎年算出し、学習成果の評価として活用している。

(3) 学習成果を量的・質的データに基づき評価し、公表している。

学習成果として歯科衛生士国家試験合格率および就職率については学習成果の量的評価として評価・公表している。質的評価として学生個人および全体のGPAやその分布は算出しているが公表はしていない。

[区分 基準Ⅱ-A-8 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業生の進路先からの評価を聴取している。
- (2) 聴取した結果を学習成果の点検に活用している。

<区分 基準Ⅱ-A-8 の現状>

- (1) 卒業生の進路先からの評価を聴取している。

卒業生の進路先である就業先への調査を 10 月ごろに質問紙調査により把握している。調査データの結果は、単年度のみならず複数年度のデータを活用して、IR キャリアサポート委員会で集計・分析し、教職員に周知させている。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の課題>

卒業認定、学位授与の方針は、学年制と単位制をとっていることから、春学期にすでに単位が履修できない場合は秋学期の半年間は履修できない学年制の欠点がある。また、必須科目が多く、学年制であるため履修単位数はほぼすべての学生が同じ単位数となり、取得単位数は教育課程の評価等に活用できていない。さらに教育課程は歯科衛生士養成機関指定規則ならびに国家試験の出題基準には対応しているものの、本学設置以来見直しされておらず、カリキュラム部会では、これらの課題を改善し、社会のニーズに合わせたカリキュラムの編成を検討しており、新カリキュラムは遅くとも令和 5（2023）年度に実施する予定である。

入学者受入れについては、本学の教育課程は保健および歯学に特化しており、生物科学系の学問体系であるにもかかわらず、選抜科目が「英語」または「国語」となっており理系科目が不得意な学生が見受けられる。また、多様な学生を受け入れるためにも、「数学」「理科」も選抜科目として加えるような見直しや複数科目による選抜が必要であると思われる。多様な選抜方法により入学者を受け入れているが、教育課程における学習成果について現在までの 3 年間で中期試験入学者は有意に GPA が低いものの、その他の入学区分による GPA の有意差は認められない。今後はさらにデータを集積して、入学選抜の方法や教育課程について、教育課程の学習効果と卒業後の評価がさらに向上するよう改善していく必要がある。

学習成果は GPA を活用して学生の個人評価および、その分布などを活用して学生の指導に活用している。現在は学年間の比較や経年的な集団の評価は行っておらず今後の課題で

ある。GPA 分布を活用した学習成果の評価や科目間による評価基準や評価方法の相互の情報交換を行い、より効果的、効率的な教育方法を検討する課題がある。

卒業生に対する質問紙調査、就業先への質問紙調査は現在 IR・キャリアサポート委員会で内容をより吟味し、教育課程にフィードバックできるよう検討をしているが継続する必要がある。そのためには、卒業生に対しては卒後 1 年以上経過した者についても調査の実施や調査の回収率を上げることが課題である。また、質問内容についての見直しは今後も IR・キャリアサポート委員会により定期的実施していく予定である。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の特記事項>

なし

[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]

<根拠資料>

[提出資料]

- (1) 2020 学生ガイド
- (2) 愛知学院大学短期大学部パンフレット (WITH SMILE) 2020
- (3) 大学案内 2021
- (4) 入試ガイド 2021
- (5) 2021 年度入学試験要項
- (6) 2021 年度外国人留学生入学試験要項
- (7) 2021 年度入学手続要項

[備付資料]

- (1) 2019 年度学生生活アンケート報告書
- (2) 就業状況アンケート調査書 (2020 年度)
- (3) 卒業生アンケート調査書 (2020 年度)
- (4) 入学前教育関係書類
- (5) オリエンテーション関係書類
- (6) 学生カード (2020 年度)
- (7) 進路登録票 (2020 年度)
- (8) 卒業生就職先一覧 (2014 年度～2020 年度)
- (9) 令和 2 年度授業アンケート
- (10) 令和 2 年度教員アンケート
- (11) 就職ガイド 2020
- (12) 愛知学院大学災害共済会
- (13) 学生教育研究災害傷害保険 (学研災)
- (14) 愛知学院大学応急奨学生募集要項等

- (15) 愛知学院大学開学 50 周年記念奨学生募集要項等
- (16) 令和元年度日本学生支援機構（奨学金）
- (17) 在職者等診療料金減免内規
- (18) 愛知学院大学短期大学部各種委員会規程集

[区分 基準Ⅱ-B-1 学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。]

<区分 基準Ⅱ-B-1 の現状>

本学科では専任および兼任の全ての教員がシラバスに担当授業の成績評価基準を示している。授業担当教員は、定期試験、授業内試験（小試験）、レポート試験等により学習成果の獲得状況を適切に把握し、学習成績を評価している。授業担当教員は、春学期、秋学期の年 2 回、講義・実習終了時まで学生に対して「授業アンケート」を実施し、学生による授業評価を受けている。アンケートは無記名のマークシート方式で、講義概要、板書や映像資料、授業内容、プリントなどの配付資料が適切であったか、また、教員の話し方、準備状況、私語に対する対応などが適切であったかについて 5 段階で記入させている。それぞれの評価段階をポイント化し、各設問に対する評価点、総合評価点を算出し、その結果は各教員に全教員の平均値とともに通知され、教学委員会および教授会において報告されている。これによって各教員は、項目毎の評価および総合の評価を知り、教育目的・目標の達成状況を把握・評価し、授業改善のために活用することができる。学生の履修や卒業に至る指導は、主に学年担任、教務主任、あるいは学科長が当たっているが、各教員による個別指導も行っている。専攻科においては、教員による評価に加えて、専攻研究論文を独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に提出し、評価を受けている。

事務職員は、所属部署の職務を通じて、学習成果を認識し、教育目的・目標の達成状況を把握している。また、オリエンテーションや個別の質問に応じることで、履修および卒業に至る支援を行っている。事務職員は、学生の成績記録を規定に基づき適正に管理している。

教職員は、学習成果の獲得に向けて施設設備および技術的資源を有効に活用している。本学の図書館・学習資源センターに相当する歯学・薬学図書館情報センターには専門の事務職員がいる。専門の事務職員は、文献や書籍など学習資料の検索などに関して適切なアドバイスを行い、学生の学習向上のための支援を行っている。また、愛知学院大学ネットワークセンターでは、全学的に Wi-Fi 環境を整え、学生による学内 LAN およびコンピュータの利用を促すとともに、コンピュータ利用技術の向上を図っている。

[区分 基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。]

<区分 基準Ⅱ-B-2 の現状>

入学手続者に対しては、入学前教育として、歯科に限らず広く健康・医療等に関係のある新聞記事のうち、興味をもった記事を取りあげ、それについてレポートにまとめ提出させている。提出されたレポートは、教員が添削した後、学生に返却している。また、入学式前日あるいは前々日には学科長による「大学での生活」をはじめ、担任、副担任によるそれぞれの専門科目を説明している。令和 2（2020）年度は新型コロナウイルス感染症流

行のため中止となった。また、推奨する図書の紹介も行っている。入学式終了後、入学者と保護者に対して教員の紹介や学内の案内を行っているが、令和 2（2020）年度は新型コロナウイルス感染症流行のため入学式は中止し、別日のオリエンテーション時に実施した。入学式翌日には、学生を対象に、カリキュラム、試験、学生生活、証明書、奨学金、図書館利用などについてオリエンテーションを実施し、授業や学生生活についての情報を提供している。新 2、3 年生には 3 月下旬にそれぞれの学年に合わせた内容で担任、副担任、事務室および図書館職員がオリエンテーションを行っているが、令和 2（2020）年度は新型コロナウイルス感染症流行のため、4 月上旬に実施した。同様な内容にて学生ガイドおよび Web Campus など、学習支援のための印刷物の発行およびホームページを開設し、掲載している。

基礎学力が不足する学生に対する補習授業等は実施していないが、個別の指導・相談は随時行っている。また、1 年生と 2 年生では、約 20 名の学生に対して一人の専任教員がチューターとして学習支援にあたっている。さらに、3 年生では約 10 名の学生に対し一人の専任教員が卒業研究を指導すると共にチューターとして国家試験に対する個別の学習支援も行っている。

学習上の悩み事については、学年担任や副担任が相談の窓口になっている。特に、副担任は全て歯科衛生士資格を有する女性教員であり、歯科衛生士をめざす女子学生にとって身近な存在として、適切な助言を行う体制を構築する上で重要な役割を担っている。

本学には通信による教育を行う学科・専攻課程はないが、卒業論文や専攻論文等のレポートには、添削等による指導を実施する学習支援体制を整備している。進度の速い学生や優秀な学生に対する特別な授業は実施していないが、各教員がオフィスアワーや時間外に学習意欲のある者に対応し学習上の配慮や学習支援を対面及び遠隔で行っている。

本学に留学生は、現状では在籍していないが、講義を理解する日本語能力がある留学生を受け入れる制度がある。なお、本学から留学生を派遣する制度はない。

本学では、定期試験成績、模擬試験成績、課題提出状況等を数値化し、それら量的・質的データに基づき学習支援方を点検している。

[区分 基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。]

<区分 基準Ⅱ-B-3 の現状>

学生生活の支援は、学科長、教務主任、全教授、准教授から構成される教学委員会が中心となり、各種委員会、担任・副担任を包括し組織的に担っている。

クラブ活動は、本学独自のクラブ（アミューズメントサークル、キャリア対策研究会、健康サポートクラブ、口腔ケア研究会、公衆歯科衛生研究会、歯科医療史研究会、スポーツ愛好会、創作サークル、地域ボランティア部）の他、歯学部や薬学部のクラブにも所属できる体制を整えており、毎年開催される全国歯科学学生総合体育大会の競技にも参加し好成績を残している。各クラブには、専任教員が顧問として活動を支え、課外活動助成委員会からクラブ費の助成を受けている。また、毎年 6 月初旬には、楠元キャンパスにある歯学部・薬学部・愛知学院大学歯科技工専門学校（以下「技工専門学校」とする。）と共催し、2 日間開催される楠元祭では歯学部、薬学部の学生と一緒にクラブ活動のイベントに参加している。しかしながら、令和 2（2020）年度は新型コロナウイルス感染症の流行に

より、楠元祭は中止となった。

学生の休息のための施設として、短期大学部棟 2 階にマグネットラウンジを設置している。ここは昼食や学生同士の交流ができる場となっている。また、飲料水等の自販機を常置しており、授業後の自主学習やクラブ活動の交流、打ち合わせなど、学生の様々な活動に活用できるようになっている。その他に薬学部、歯学部と共有できるスペースとして、薬学部棟 1 階に学生ホールがあり、同施設内で営業するコンビニエンスストアを利用することもできる。また、4 号館 1 階のカフェテリアには食堂もある。なお、これらの施設を混雑することなく利用できるように、学生数の多い薬学部とは授業時間をずらし、昼休み時間が重ならないように工夫している。また、歯学部棟 1 階には文房具や歯科材料等を販売する売店が設置され、歯学部、薬学部、短期大学部、技工専門学校の学生が共同利用している。

本学には学生寮はないが、本学が所在する楠元町地区には、多数のアパートメントがあり、毎年 10 人前後の下宿を希望する学生には、事務室より紹介しており、ホームページ上からも検索できるようになっている。本学の近くには地下鉄本山駅があり、食料品、日用品、衣料品なども買い求めやすく、下宿学生にとって快適に日常生活を送ることができると思われる。

本学校舎は地下鉄本山駅から徒歩 5 分の交通至便なところに位置し、多くの学生は地下鉄を利用して通学している。また、楠元キャンパス内には駐輪場を設けており、自転車、バイク等を利用する学生の交通便宜を図っている。しかし、学生のための駐車場はなく、自家用車での通学は禁止している。

本学では新入生を対象とした特待生制度（新入生特待）を設けており、前期試験 A とセンター試験の受験者で、入学試験成績の得点率が 70%以上の者を対象に 1 年次の入学金、施設資金、教育充実費、授業料を免除、2 年次以降も上位 10%以内の場合には、特待生として奨学金を給付している。また、本学独自の奨学金制度として、①「愛知学院大学応急奨学金」があり、過去 1 年以内の家計急変により修学が困難になった者を対象としている。在学期間中 1 回限り 50 万円としている。②「愛知学院大学開学 50 周年記念奨学金」があり、学業成績優秀かつ、経済的理由により修学が困難と認められた者を対象としている。当該年度学納金納付時に 30 万円を学納金の一部として振替支給している。その他に、日本学生支援機構奨学金、都道府県・市町村・諸団体奨学金を受けることが出来るよう配慮している。さらに、令和 2（2020）年度は新型コロナウイルス感染症の影響により学業の継続が困難となった学生を対象に「愛知学院大学新型コロナウイルス感染症対策緊急奨学金」が支給された。

学生の健康管理やメンタルヘルスケアについては、本学のある楠元キャンパス内に保健室が開設されており看護師が常駐している。毎週月・水・金曜日には、メンタルケアやカウンセリングを行う専属のカウンセラー（臨床心理士）も配置し、学生の悩み苦しみに相談・対応している。また、楠元キャンパスからは徒歩圏内にある歯学部附属病院には、歯科だけでなく医科外来（内科・外科）の設備も整っており、学生受診も可能となっている。附属病院は、受診した本学生を含む愛知学院大学のすべての学生が受診料を半額となる制度を設けており、受診しやすくなっている。短大生は 2 年次から臨床・臨地実習があることから、1 年次を対象に B 型肝炎・風疹・麻疹・水痘・ムンプスなどの血液抗体検査を行い、

感染予防のため、外部医療機関等と連携しワクチンの予防接種を行っている。しかし、インフルエンザワクチンの接種については各自に任せている。また、本学では、安全な学生生活を送れるように安全面にも万全を期している。学生になると行動範囲も広くなり、身の回りの危険も増大することが考えられ、さらに臨地・臨床実習中による「針刺し事故」「器物損害」など保険対象となる傷害・事故・対人・対物賠償などの発生が考えられるため、入学時より全員保険加入をしている。これには、本学独自の「愛知学院大学災害共済会」と「学生教育研究災害傷害保険（学研災）」の2つに加入しており、賠償責任が補償される。

学生生活に関する学生の意見や要望は、事務室前に意見箱が設置してあり、随時申し出ることが可能である。また本学では、学生生活の現状をつかみ、今後より充実した生活にするために、学生生活アンケートをおよそ3年ごとに行っている（2019年度実施）。内容は1)生活の充実度について、2)住所・住居について、3)通学・就寝・起床時間について、4)経済生活について、5)食事について、6)交通違反・事故について、7)携帯電話・インターネットについて、8)読書について、9)喫煙・薬物について、10)大学への満足度および要望について、11)授業や学習について、12)学生相談室と学生の悩みについて、13)ハラスメントについて、14)各種勧誘について、15)クラブ活動について、16)ボランティア活動について、17)卒業後の進路について、18)大学施設・各種サービスなどに対する満足度についてであり、質問数は84項目で、アンケート結果は、図表と共に報告書としてまとめ、IR・キャリアサポート委員会、教学委員会および教授会で検討している。令和元（2019）年度実施のアンケートでは、学生全体の学生生活充実度は、「充実している」が60.4%、「充実していない」が9.2%、「どちらとも言えない」が30.4%であり、「充実している」学生が「充実していない」学生の約7倍という結果であった。学年別に見ると、「充実している」学生の割合は1年生から3年生までほぼ50%と変わらなかったのに対し専攻科では86%と高い値を示した。一方、「充実していない」学生は1年生に6%、2年生に1.9%いたが、3年生と専攻科には一人もいなかった。また、授業内容や時間割編成など歯科衛生学科全般に対する満足度は、1年生60%、2年生67%、3年生70%、専攻科100%が「満足している」と回答している。学生生活の充実度も歯科衛生学科への満足度も共に学年が上がるにつれて高くなる傾向が示された。すなわち、学年が上がり、専門科目や臨床実習を学ぶ機会が増えることで、生活の充実度も学科への満足度も増してくると思われる。比較的充実度・満足度の低い1年生も、専門知識を学ぶ機会が増えれば改善される可能性がある。カリキュラム編成上の工夫が課題である。

短期大学部を含め楠元キャンパスのすべてが校舎内禁煙となっている。現在、屋外には喫煙場所が設置されているが、敷地内全てを禁煙とする完全禁煙を望む声も大きい。喫煙と口腔疾患の関連は明確であり、口腔疾患の予防として治療効果向上のため、禁煙指導を行う立場の歯科衛生士養成教育のためにも、今後も定期的に禁煙教育を実施する。

本学には、意欲を持った社会経験を有する入学希望者に対して社会人入学制度を設けている。

現在、障がいを持った学生は在籍していないが、キャンパス内は障がい者専用のトイレ、車椅子で移動するためのスロープ、エレベーターなどを設置し、障がい者を受け入れる体制を整えている。

本学は長期履修生を受け入れる制度はないが、3年の履修期間に対して6年間の在籍(休学を除く)を認めている。この期間内に履修出来ずに除籍処分になった学生はいない。

学生の社会活動に対しては、歯と口の健康週間に関わっており、名古屋市の保健所で実施される歯科検診や歯科保健指導に2年生が参加協力している。また、市町村の保健センターや介護施設などで口腔ケアやブラッシング指導などの実習を通して地域社会に貢献できるようにカリキュラム編成され、学習成果として積極的に評価している。また、ボランティア活動では、1)「世界禁煙デー」活動として、本学科の健康サポートクラブ及び口腔ケア研究会の学生が、毎年5月に活動している。2)歯学部同窓会が主体となっていて行っているフィリピンでの歯科医療活動に希望者が参加している。3)「楠元祭」では、地域住民との交流の一貫として「歯磨剤作製・歯磨き指導・脱タバコ啓発コーナー」を催し、歯と口の健康づくりへの理解を広めるよう努力している。4)「歯のびっくりサイエンス」活動として本学科の公衆歯科衛生研究会の学生が毎年7月に活動している。しかし令和2(2020)年度のこれらのボランティア活動は新型コロナウイルス感染症流行のため中止になった。

[区分 基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。]

<区分 基準Ⅱ-B-4の現状>

本学では、学生の就職支援を円滑に進めるための組織としてIR・キャリアサポート委員会を設置している。この委員会は、IR・キャリアサポート委員会規程に則り、学科長および教務主任と学科より選出された専任教員で構成されており、委員長の招集により定期的に委員会を開催している。3年生の6月頃には業者による就職ガイダンスを実施し、見学・面接の受け方等のマナーや履歴書の作成方法を含め、学生に対する支援・指導を行っている。

就職情報の提供と個別面談等の専門的な就職指導をするための施設として、IR・キャリアサポート室を設け、担当教員及び就職担当職員2名が相談対応している。IR・キャリアサポート室で紹介する求人は、歯科衛生士の求人票がほとんどである。求人票は受付順と勤務地別に分けてあり、同時に閲覧できるよう複数のファイリングに配慮している。また、過去の求人票も参考資料として配置している。IR・キャリアサポート室では、見学・面接の受け方・電話のかけ方・履歴書の書き方等の就職活動に関する助言指導を個別に行っている。また、求人NAVI(Web)を導入し、いつでも求人票の検索と企業(歯科医院他)調査を行うことができるようにしている。急ぎの求人(締切限定)については、3年生全員にメール配信で直接情報提供している。さらに、卒業生が記入した就職活動体験報告書をIR・キャリアサポート室に常置し、就職活動の参考資料としている。

就職状況は、卒後1年以内の者を対象にした「卒業生アンケート調査書」とその就職先を対象にした「就業状況アンケート調査書」を基に分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。

4年制大学への編入や専攻科への進学を希望する学生に対しては、学年担任、IR・キャリアサポート委員および職員が相談支援を行っている。また3年生のチューター担当教員や、IR・キャリアサポート委員以外の教員も個別に相談支援にあたる体制が整っている。

<テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の課題>

歯学・薬学図書館情報センターは、愛知学院大学歯学部、薬学部、短期大学部の教員、学生、大学院性が利用する施設であり、本学の学生のための図書館・学習資源センターとしては十分過ぎるほど充実している。しかし、多くの学生は、歯学・薬学図書館情報センターを勉強場所として利用することが多く、必ずしも豊富な資源が有効に利用されていない。短期大学部学生が学習資源を身近にし、有効利用するための工夫が課題である。

本学では、殆どの授業・実習科目が必修となっており、ほぼ毎日1時限から4時限まで、授業・実習が組まれていて、学生が自主的に科目を選択する余地は極めて狭い。特に、4年制大学で実施されているようなリベラルアーツのための自由選択科目は、殆どないことが課題である。

学生の生活支援の体制は、おおむね整えられている。しかし、学生生活に関する問題点を協議する教学委員会では議題が多く、学生生活について十分な議論をする時間的余裕が現状あまり得られていない。委員会組織の役割分担も課題になる。

クラブ活動については、本学独自の10クラブの他、歯学部や薬学部のクラブにも所属できるが、約7割の学生は所属していない。その理由は、「アルバイトに時間を取られる」、「自分の興味と合うクラブがない」、「通学に時間を取られる」、「勉強に打ち込むため」などが挙げられている。クラブ活動への参加し易い環境を整えることは課題であるが、学生ごとに理由は様々であるが故に簡単ではない。

近年、東日本大震災など大規模な自然災害が多発し、学生ボランティア活動の重要性が益々高まってきている。愛知学院大学として全学的なボランティア活動としては、毎年8月の夏休み期間に、東日本大震災被災地の岩手県を拠点にした活動を行ってきた。しかし、本学には学生のボランティア活動を支援する体制が十分に整っているとはいえない。地震・台風・水害などの災害で設置される避難所での支援として、口腔ケアボランティアの必要性が指摘されている。専攻科学生には歯科衛生士として、本科学生には補助者として、口腔ケアボランティア活動への取り組みを後押しする体制を検討する必要があるが、現時点での具体的な活動には至っていない。

進路については、本学専攻科への進学を除き、卒業生の90%以上が病院・歯科医院等に歯科衛生士として就職している。しかし、希望して就職したにもかかわらず、例年、就職先を早期に離職する者が若干見受けられる。主な原因としては、学生の職業意識の問題と就職先の職場環境の問題が考えられるが、学生と就職先の双方にとって好ましいことではない。学生には社会人としての自覚を促し、就職活動においては、給与や勤務時間などの条件だけでなく、職場環境に関する情報収集も促すよう支援していく必要がある。

<テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の特記事項>

学生支援の仕組みとして、本学には担任制度があり、専任の教授が各学年の担任を、講師が副担任を受け持っている。また、担任制度には組み込まれていないが、主に実習担当の助教と助手も随時サポートに回っている。また、教務・学生関係の教職員も随時相談対応する体制を整えている。また、担任を中心に、学習・生活支援以外にもフランクに学生相談を受ける努力を惜しまないで行っている。しかし、個々の学生の内面の問題については、本人からの相談などが無い限り、担任が把握し支援することは困難な場合も多い。副

担任や助教、助手は、同性で比較的年齢も近いことから、個人的な悩みを相談し易く、窓口としては担任より適任であることが多い。しかし、専任の若手教員には限りがあり、全ての学生に十分に対応できている状況とはいえない。

<基準Ⅱ 教育課程と学生支援の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実施状況

教育課程については、改善計画のもと、①専任教職員全員による単位認定の学生への周知徹底、②卒業試験の在り方について教学委員会での協議、③チームによる教育課程の見直しの素案作成、④IR・キャリアサポート委員会による卒業後調査内容の見直しの4項目について、それぞれの委員会で適宜協議し、その結果を、教学委員会、そして教授会でその進行状況を報告していくこととした。①については、学生ガイドに掲載した愛知学院大学短期大学部学則にて周知させ、また個々の教科の単位認定の結果は個別に直接通知している。②、③については国家試験の出題基準との照合が必要なため、準備期間を要すると考えられる。④については調査内容の見直しが進行中である。

教員は学生の出欠状況を逐次共有することに努めた。他教科での出席状況や欠席理由（病欠など）の情報を教員同士で共有することで、手遅れにならないうちに学生への注意喚起等を行うことができ有効であった。

学生の休学・留年者は、令和元（2019）年度は各学年とも0名であったが、令和2（2020）年度は3年生に1名の留年者を出し、担任、チューターによる持続的できめ細かな学習支援が必要と思われる。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

歯学・薬学図書館情報センターの活用を促す。現時点では、多くの学生にとっては学習室であり、豊富な資源が有効に利用されていない。このセンターは、歯学部、薬学部の教員、大学院生も利用する施設であるため、ジャンル別に高度な専門書と短大生向きの書籍が同列に陳列してある。しかも圧倒的に専門書のほうが目立つため、短大生には近寄りたくない印象を与えているのかも知れない。例えば、専門書とは別に短大生向けの書籍を集めて陳列をするなどの工夫を歯学・薬学図書館情報センターに提案したい。

本学では、殆どの時間が必修の授業・実習科目に当てられていて、学生が自主的に科目を選択する余地は極めて狭いカリキュラムとなっている。その中であって、自主的にテーマを決めて学習できる卒業研究は非常に貴重な機会となっている。担当教員には、学生の自主性を尊重しつつきめ細かく指導・支援するよう周知徹底に務める。また、令和2（2020）年度は新型コロナウイルス感染症により、マイクロソフト社の Teams を使った遠隔授業が実施されたが、そのなかのチャット機能を使うことで学生と教員との心理的な隔たりを取り除き、容易にコミュニケーション出来るようになった。今後、遠隔授業から対面授業に戻ったとしてもこのコミュニケーションツールは活かしたい。

学生に関する情報は、教員同士で分かち合い学習支援に活かす。そのためには、教員同士の日常のコミュニケーションが重要である。本学の専任教員（教授、准教授、講師、助教、助手）は令和2（2020）年度現在16名と少人数の上、全員がワンフロア（短期大学部棟4階）に在室しているため、直接のコミュニケーションを取りやすい。それに加えて、

回覧、E-メール、チャットなども活用する。共有した情報をもとに、学生への目配り、場合によっては学生への声かけも試みる。

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]

<根拠資料>

[備付資料]

- (1) 専任職員一覧表

[備付資料-規定集]

- (1) 学校法人愛知学院例規集 (CD-ROM)
- (2) 愛知学院大学短期大学部非常勤助手規程
- (3) 愛知学院大学短期大学部倫理委員会規程
- (4) 専任教員年齢構成表
- (5) 非常勤教員一覧表
- (6) 専任教員個人調書・教育研究業績書 (平成 28 年度～令和 2 年度)
- (7) 愛知学院大学短期大学部研究紀要 <27 号～29 号> (平成 30 年度～令和 2 年度)
- (8) 科学研究費助成事業交付決定通知書 (平成 30 年度～令和 2 年度)

[区分 基準Ⅲ-A-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。]

<区分 基準Ⅲ-A-1 の現状>

短期大学部教員組織

令和 2 (2020) 年度専任教員数

学科等名	専任教員					計
	教授	准教授	講師	助教	助手	
歯科衛生学科	6	3	4	1	2	16
専攻科 (兼任)	(5)	(3)	(4)	0	0	(12)
(合計)	6	3	4	1	2	16

※ (専攻科教員は歯科衛生学科専任教員が兼担) (備付-1)

教員組織構成は、短期大学部学則第 60 条 (備付-規定集-1) に従い、学長、学長補佐、科長、教授、准教授、講師、助教、助手等が設置されている。学長は、愛知学院大学学長を兼ねているため、学科内の調整や取りまとめとして学長補佐をおいている。

令和 2 (2020) 年の 4 月現在の教員は、短期大学部専任教員 16 名 (備付資料-1)、平均年齢は 52.3 歳 (備付資料-規定集-4) で、短期大学設置基準に定める教員数 12 名を充足すると共に、歯科衛生士学校養成所指定規則に基づく教員数と資格を充たしている。専任教員のほか、兼任教員 24 名、非常勤講師 15 名、非常勤助手 9 名、歯学部附属病院の臨床実習指導者 31 名が本学の教育課程に携わっており (備付資料-規定集-5)、非常勤教員は、学位、研究業績、教育歴、職歴等、短期大学設置基準の規定を充たしたものを採用してい

愛知学院大学短期大学部

る（備付資料-規定集-2）。また本学教員については、愛知学院大学短期大学部教員資格選考基準の規程（備付資料-規定集-1）を定めており教員の採用、昇任の資格に関する選考は短期大学設置基準に拠って定め適切に管理されている。教員の人事に関する取り扱いは各種規程（備付資料-規定集-1）に基づき適正に運営されている。

※本学の専任教員の主要担当科目一覧を示す。

氏名	職位（免許）	主要担当科目
渥美 信子	教授 (歯科医師)	小児と歯科、高齢者・障害者と歯科、臨床歯科総論、歯科診療補助論、歯科診療補助論実習、口腔保健特論演習 2、歯科医療管理学、臨床実習 1・2、臨床予備実習、卒業研究
新井 通次	教授	人間と生物、人体と口腔の感染と免疫、人体と歯科の薬物、口腔保健特論演習 1、歯科診療補助論実習、卒業研究
稲垣 幸司	教授 (歯科医師)	歯周疾患と対応、歯科診療補助論実習、口腔保健特論演習 2、先端歯科医療学、歯科医療管理学、臨床実習 1・2、臨床予備実習、卒業研究
犬飼 順子	教授 (歯科医師)	口腔の健康とその増進 1・2、社会制度と歯科・歯科と歴史、歯科と統計手法、健康とその増進、栄養支援論実習、口腔保健特論演習 1、臨床実習 1・2、卒業研究
小出 龍郎	教授 (医師)	健康の科学、歯科医療管理学、口腔の健康学、医学概論
高阪 利美	教授 (歯科衛生士)	歯科衛生士論、歯科予防処置論、歯科保健指導論、歯科保健指導論実習、口腔保健特論演習 2、臨床実習 1・2、臨床予備実習、卒業研究
相原 喜子	准教授 (歯科衛生士、言語聴覚士)	高齢者・障害者と歯科、歯科診療補助論実習、口腔保健特論演習 2、臨床実習 1・2、臨床予備実習、卒業研究
内海 倫也	准教授 (歯科医師)	人体の構造、細胞の構造と働き、歯と口腔の構造、歯科診療補助論実習、口腔保健特論演習 1、卒業研究
佐藤 厚子	准教授 (歯科衛生士)	歯科予防処置論実習、歯科診療補助論実習、口腔保健特論演習 2、臨床実習 1・2、臨床予備実習、卒業研究
後藤 君江	講師 (歯科衛生士)	歯科予防処置論実習、歯科診療補助論実習、口腔保健特論演習 2、臨床実習 1・2、臨床予備実習、卒業研究

愛知学院大学短期大学部

原山 裕子	講師 (歯科衛生士)	人の行動と心理、学習とその支援、歯科予防処置論実習、歯科診療補助論実習、口腔保健特論演習 2、臨床実習 1・2、臨床予備実習、卒業研究
古川 絵理華	講師 (歯科衛生士)	歯科衛生士論、歯科保健指導論実習、歯科診療補助論実習、口腔保健特論演習 2、臨床実習 1・2、臨床予備実習、卒業研究
山田 三良	講師(特任) (歯科医師)	硬組織疾患と対応、歯科医療管理学、臨床歯科総論、歯科診療補助論実習、口腔保健特論演習 2、臨床予備実習、卒業研究
増田 麻里	助教 (歯科衛生士)	歯科保健指導論実習、歯科診療補助論実習、臨床実習 1・2、臨床予備実習
上田 祐子	助手 (歯科衛生士)	歯科診療補助論実習、歯科予防処置論実習、臨床実習 1・2、臨床予備実習
大矢 幸慧	助手 (歯科衛生士)	歯科保健指導論実習、歯科診療補助論実習、臨床実習 1・2、臨床予備実習

[区分 基準Ⅲ-A-2 専任教員は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。]

<区分 基準Ⅲ-A-2 の現状>

専任教員は教育、研究そして臨床を通して地域に貢献している。

専任教員の教育研究は次の表のように各教員が専門領域や教育研究などで成果を上げている。

職位	教員名	著書等	学内の紀要雑誌等	学外(国内)の論文	その他	国内の学会等での発表	外国の学会等での発表	講演会発表	科学研究費および 研究助成(基金等)	特別講演(シンポジウム)	備考
教授	渥美 信子					1					
	新井 通次		1			2					
	稲垣 幸司	1	3	10	3	8		17	2	2	
	犬飼 順子	1	1	3	1	9		1	1		
	小出 龍郎				1						

愛知学院大学短期大学部

	高阪 利美	2	1	3		16		1	1	1	
准教授	相原 喜子			2		4		2			
	内海 倫也	1		2		2					
	佐藤 厚子	1	1	1		2					
講師	後藤 君江		1	1		2		1			
	原山 裕子		1	1		2		1			
	古川 絵理華	1		1	1	2		1			
	山田 三良	1		1		1					
助教	増田 麻里			3		2			1		
助手	上田 祐子			2	1	1					
	大矢 幸慧			2		5			1		

(研究紀要 29 号令和 2 (2020) 年度 3 月 備付-7)

専任教員の研究活動（著書・論文発表・学会活動・講演活動など）は学内および学外との共同研究も行われ、成果を上げている。その成果は、毎年、自己点検・評価報告書に記載し、公表すると共に本学が発行している研究紀要（備付資料-7）に公表している。

専任教員は、科学研究費および外部研究費による申請をしており、令和 2 (2020) 年度は 3 名が採択されている（備付資料-8）。

歯科衛生士専任教員には全国歯科衛生士教育協議会主催の歯科衛生士専任教員講習会の受講を本学として支援しており、専任教員認定歯科衛生士の認定証を授与されているか、または認定取得のための講習会にも積極的に参加している。また、歯科衛生士専任教員講習会には、毎年本学から講師を数名派遣しており、全国の歯科衛生士養成校の教員指導に当たっている。

教員の研究などを発表する機会は、学内では愛知学院大学短期大学部の研究紀要、愛知学院大学歯学会誌があり、学外では日本歯科衛生学会、日本歯科衛生教育学会、日本口腔衛生学会、日本歯周病学会、日本歯科医学教育学会、日本禁煙学会、日本解剖学会、歯科基礎医学会などの他多数の専門学会において論文投稿・発表をしている。

本学の研究活動規定については、愛知学院大学の研究規定を準用しており、倫理委員会規定（備付資料-3）については、平成 29 (2017) 年度に規定を整備し、運用している。

教員の研究活動は、本学の研究室・共同研究室で行うばかりでなく、共同研究を行う歯学部各講座の研究施設や設備を使用することができ、大学内のインターネット・電子メールに対応した学内 LAN 環境を利用し、研究活動に貢献している。

専任教員は研究や研修を行う時間を確保されている。全ての教員は、授業後毎日および学生の夏期休暇、春期休暇などの講義・実習のない長期休暇期間中において、業務に支障のない限り研究活動に専念できる。専任教員の海外派遣、留学、国際学会等の規定は、学校法人愛知学院の規程（備付資料-規定集-1）が適用されている。

FD 委員会活動では、教学で必要なテーマにおいて、外部の研修会へ積極的に参加をしており、その研修成果は共通分野の専任教員間で情報の提供や共有をしている。

令和 2 (2020) 年度 FD 活動について

愛知学院大学短期大学部

年月日（講演者）	テーマ	場所
令和 2 (2020) 年 5月28日 (犬飼順子)	「Teamsを利用したWordでのレポート提出」について	名古屋市（愛知学院大学短大部棟）
令和 2 (2020) 年 5月28日 (増田麻里, 大矢幸慧)	「Formsを使ったクリッカーとしての応用法」について	名古屋市（愛知学院大学短大部棟）
令和 2 (2020) 年 8月24日 (佐藤厚子, 後藤君江, 原山裕子, 古川絵理華, 山田良三)	Teams 勉強会：春学期のオンライン授業・実習を振り返り	名古屋市（愛知学院大学短大部棟）

【区分 基準Ⅲ-A-3 学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している。】

<区分 基準Ⅲ-A-3 の現状>

短期大学部事務組織は、学校法人愛知学院事務組織規程（備付資料-規定集-1）により体制を整えている。事務は、事務局長、事務長、事務長補佐、事務職員1名、派遣社員4名の総計8名で構成されており、事務局長を責任者として日常業務を行っている。また、事務室は、庶務係、教務係、学生係、就職係、4係体制をとっている。

庶務係は、教授会事務、公印の保守、公文書の受付・発送・整理保管、人事事務、経理事務、固定資産及び物品の管理事務等に関する業務等を通じて専任教員と深く関わっている。予算の申請及び執行に関しては法人との折衝の中心となるなど、法人関係部署と連携しながら研究支援、教育支援に大いに貢献している。

教務係は、入学・休学・退学及び卒業、授業・単位修得、試験の実施及び成績管理、講義室・実習室等の使用調整・管理、臨地実習先施設との事務連絡、補習授業などの事務管理等に関する業務を通して教育支援と及び学生支援に深く関わっている。また、学生連絡については大学内の掲示はもとより、Web Mail (E-mail)にて個人及び短大部全体の連絡を行っている。

学生係は、学籍管理、課外教育活動、学生証・通学証明書・学生旅客運賃割引証発行、学生の保健衛生・福利厚生等に関する業務を通じ、学生生活全般に深く関わっている。

就職係は、就職指導・斡旋、求人先開拓・連絡、就職・進学事務を通じ教員・学生と深く関わっている。

いずれの係も本学の各種専門委員会との協調関係が確立しており、委員会の意向を反映した業務を心掛けている。また、事務の開設時間は学生の利便性を計るため、昼食時や休暇など事務職員がお互いに代務を行っている。

情報機器は、事務職員各自がそれぞれの専用パソコンを有し、日常業務を行っている。その他の事務業務については、必要な大型機器などが下記に示す通り事務室内に整備されており、業務の効率化と事務処理の改善が図られている。

事務室大型機器は、教職員が自由に使用することができ、スムーズな事務処理を可能にしている。印刷機は、カラーで印刷が可能となり、講義等で使用する視覚的な配付物に利用できている。また、ステープルの機能も搭載され印刷物の準備に格段の利便性が付加された。出欠席を管理することができる端末機は、学生証をかざすだけで出欠者をチェックすることができ事務管理もデータで処理することができる。これらは事務室管理となって

おり、業務の効率化と事務処理方法の改善が大きく図られている。しかし、出席管理システム・出席管理端末は一部の教員は使用しているが使用していない教員もいる。使用していない教員が使用しない原因を考えなければならない。

【防災対策】

本学の防災管理は、愛知学院大学法人管財課より火災・地震などの災害全般の対策が講じられている。火災訓練については、楠元キャンパス内の歯学部、薬学部、短期大学部の3学部が輪番制で指導役を行い、授業中の学生も動員し毎年開催されている。平成27(2015)年度に短期大学部棟は、耐震・防災に優れた建設物に新築された。校内の自動販売機に災害対応ベンダーを設置している。2階談話室（マグネットラウンジ）のベンチ椅子には非常用毛布等が格納されている。4階エレベーターホールには災害救助用具・非常用BOXが設置されている。1階にはAED（自動体外式除細動器）が設置されていて、教員、事務員及び学生が使用されるように教育されている。細部にわたり、防災対策を施した校舎となっている。さらに各職員には避難用品として非常用品セット・デスクサイドタイプが支給されている。しかしながら防災対策用品は各事務員だけでなく全教員に教える必要がある。

【防犯対策】

防犯警備および夜間・休日の施設管理、防災監視については、新しく短期大学部棟になり、セキュリティの高い校舎になった。研究室、資料室など学生が簡単に出入りできないよう、カードキーにより入室し、事務室についても授業後午後5時半過ぎには、セキュリティが自動的に架かるシステムとなり、更に建物内外に配備されている防犯カメラにより、学内者および施設の安全性確保に万全を期している。

【コンピュータのセキュリティ対策】

情報管理としては愛知学院大学法人全体でアンチウイルスソフトを用い運用している。また独自のファイアーウォールサーバーを活用し、外部からのウイルスの侵入を防いでいる。教職員にはコンピュータのセキュリティを周知徹底し、個人情報に関する漏洩防止対策として、コンピュータソフトやファイルを持ち出さないよう、厳重注意が通達されている。

【SD活動】

SD活動について、事務職員は人事異動による職域の訓練、外部研修への積極的な参加を行い、SD活動の活性化を図っている。また教学委員会への同席により、教員との各種情報を共有している。

令和2（2020）年度SD活動について

職名	年月日	内容	場所
専任教職員	令和2（2020）年 8月31日	学校法人愛知学院SD研修会 「大学改革の本質と手順を問 い直す～教職共同で拓く大学 の未来～」（講師：吉武博通）	https://9.gigafilenu/0915-pc5ff0ecd57195911f8c9030348e44856
専任教職員	令和3（2021）年 1月22日	学校法人愛知学院SD研修会 「コロナ禍対策から大学発展 戦略へ-危機を改革に繋げる-」 （講師：篠田道夫）	https://www.youtube.com/watch?v=MHY72ukcLY0&feature=youtu.be

[区分 基準Ⅲ-A-4 労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。]

<区分 基準Ⅲ-A-4 の現状>

教職員の人事管理については、学校法人愛知学院就業規則、愛知学院給与規程等の各種規程（備付資料-規定集-1）を整備し適切に管理している。

事務職員は午前 8 時半から午後 5 時半までの原則週 40 時間労働で学校運営に携わっており、超過勤務時間は事務室全体で月平均 5 時間弱となっている。また、教育職員については、職務の特殊性のため時間的拘束は行っておらず、実習科目が多いため責任持時間（授業時間）は規定されていない。

なお、これらの規程は「学校法人愛知学院例規集」（CD-ROM）（備付-規定集-1）に掲載されており、教職員に周知を図り、適切に管理されている。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の課題>

本学のディプロマ・ポリシーに、「医療人として、相手の特性や状態を理解して、歯科衛生士としての業務を的確に遂行できる」「個人・集団および地域における口腔保健に関する課題に対して、ライフステージおよび健康レベルに応じた支援ができる」「生涯を通じて学習する姿勢をもち、歯科衛生士として成長し続ける意欲を持つことができる」としており、高い教育の目標を掲げている。

この目標を達成するために、専任教員は多くの授業コマ数を担当するだけでなく、また、歯学部との兼任教員は歯学部での授業、実習および歯学部附属病院にて診療を行っている。さらに専攻科の授業も加わるため、実質的には歯科衛生学科の 1 年から 3 年生と専攻科の学生指導をしている状況である。

さらに本学では 3 年生には卒業研究指導や専攻科研究指導を行うことになっており、各教員は自己の専門性を教育に反映し、一般研究活動に加えて科研費などの外部への応募研究、臨床研究など、個人のスキルを順次高めていく必要があると考えている。さらに、実習科目が多いため、歯科衛生士専門科目の実習科目については、歯科衛生士の非常勤助手として補助を配置しているが、補助者としてのスキルも高める必要がある。

本学専任教員は、歯学部の関連分野の研究者や他機関の研究者と専門分野において研究を進行させている。教員の研究活動を充実させるためには、学内研究費のみならず外部研究資金の調達の重要性についても認識している。しかし、日本学術振興会の科学研究費補助金については、申請・採択者が低く、今後は更に全学的に採択の増加に向けて努力していく必要がある。また、新校舎が整備されたが、研究室内で有機溶剤等を使用する時に専用の換気設備がないため、実験室などの研究施設の整備についても一考する必要があると考えられる。この問題は現在のところ歯学部棟の研究室を借りているのが現状である。

SD 活動として、本学の事務職員も積極的な業務内容の対応と意識改革が求められている。今後は更なる学生サービスの質の向上をめざす必要があり、外部開催の研修会についても、日本学術振興会開催の科学研究費補助金取り扱い説明会、日本学生支援機構の説明会等の研修内容に関して学内職員への周知徹底を図り、今後も学内、学外の研修会などに継続に出席し、各関連部署への連携および研修情報の共有が急務である。

教職員の就業に関しては、学校法人愛知学院就業規則、愛知学院給与規程等の規程に従って管理されている。また本学教員については、愛知学院大学短期大学部教員資格選考基準の規程を定めており教員の採用、昇任の資格に関する選考は短期大学設置基準に拠って定め管理されている。しかし、歯科衛生士の非常勤助手の規程がなかったため、非常勤助手規程を作成し整備した。今後その規程内容に沿った人材管理を行っていくことが課題である。また助手から助教に昇級する時の条件などをしっかりと明文化しなければならない。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の特記事項> (任意)

本学専任教員は、短期大学設置基準における教員の資格に準拠して資格審査が行われている。教員の募集は公募の形式で行われているが、本学卒業生、歯学部からの応募が多い。また、実習科目が多いため、本学専攻科終了者および外部からの歯科衛生士教員をさらに増加する必要がある。研究活動については、科学研究費補助金をはじめとする外部資金の交付実績が少なく、全専任教員の採択件数を増加させる必要があると考えている。さらに独自で開催できる倫理委員会規程（備付資料-3）を作り倫理委員会を設置し、研究の活性化を図っている。

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

[テーマ 基準Ⅲ-B-1 物的資源]

<根拠資料>

[備付資料]

- (1) 愛知学院大学歯学・薬学図書館情報センター LIBRARY GUIDE
- (2) 学校法人愛知学院 校地配置図
- (3) 楠元キャンパス配置図
- (4) 短大部棟平面図（1階～5階）
- (5) 末盛キャンパス平面図（歯学部附属病院1階～7階）
- (6) 愛知学院大学歯学・薬学図書館情報センターホームページ
<http://www.slib.agu.ac.jp>
- (7) 愛知学院大学歯学・薬学図書館情報センター・末盛分室概要（令和2年度）
- (8) （愛知学院大学）歯学・薬学図書館情報センター平面図
- (9) （愛知学院大学）図書館情報センター規程
- (10) 愛知学院大学歯学・薬学図書館情報センター図書等選書基準
- (11) （愛知学院大学）図書館情報センター運営委員会規程
- (12) （愛知学院大学）歯学・薬学図書館情報センター運営内規
- (13) 愛知学院図書管理規程
- (14) 愛知学院大学歯学・薬学図書館情報センター図書廃棄基準

[区分 基準Ⅲ-B-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。]

<区分 基準Ⅲ-B-1 の現状>

平成27（2015）年度に完成した短期大学部の新学舎は、校地、校舎面積ともに短期大学

愛知学院大学短期大学部

設置基準を充足している。更に、愛知学院大学楠元キャンパスとして、歯学部や薬学部と各種施設設備を共有し整備されている。

楠元キャンパスおよび末盛キャンパスにおいて共用部分としているのは下記のとおりである。

共用施設一覧

施設	建物数	合計面積 (m ²)	主な用途
楠元 図書館 1階	1	770.90	図書閲覧、研究
楠元 図書館 2階	1	1001.90	図書閲覧、研究
末盛 図書館分室	1	156.30	図書閲覧、研究
楠元 パソコン室	1	280.90	講義、研究、自習（検索）
楠元 保健室	1	48.91	応急対応、健康相談
楠元 カウンセリングルーム	1	32.83	カウンセリング
楠元 講堂	1	751.97	入学式、卒業式、登院式、学会、公開講演会等
楠元 薬学棟学生ホール	1	351.37	自習、昼食
楠元 4号館食堂	1	311.70	自習、昼食
末盛 歯学部附属病院	1	2931.16	歯科診療、内科・外科診療、学生臨床実習
楠元 短大部棟 2階マグネットラウンジ	1	188.80	談話室

共用部分としているのは、学生の休憩スペースである学生ホール、食堂、談話室、自習スペースである図書館、授業および課外活動施設で使用するパソコン室、体育館となっている。運動場は、楠元キャンパス内のグラウンドを課外活動として大学と共用で利用している。更に、歯学部附属病院で歯科診療科および内科診療科を受診することができ、短期大学設置基準をはるかに超えた利便性を有する。

区分	収容定員	校地			
		基準面積	専用面積	共用面積	合計
愛知学院大学短期大学部	310名	3,100 m ²	0 m ²	112,309 m ²	112,309 m ²

区分	収容定員	校舎			
		基準面積	専用面積	共用面積	合計
愛知学院大学短期大学部	310名	3,100 m ²	4,845 m ²	20,540 m ²	25,385 m ²

愛知学院大学短期大学部

校地・校舎の使用に関しては、教育研究上支障がなく、共用部分については各学部との教務担当者が綿密に協議していることから、校地・校舎を共用部分として用意している。平成 27（2015）年に短期大学部棟はリニューアルし、1 階から 4 階までの延床面積は 3,652.66 m²である。講義室 8、演習室 2、実験実習室 3、専任教員研究室 11 のほかに、1 階に事務室、進路（就職）相談室、歯科衛生士リカレント研修センター事務室、歯科衛生士リカレント研修センターを置き、本学学生や外部訪問者の利便性を図っている。更に 2 階には学生用ロッカー室（122.00 m²）を設置、各学年で区切っており、ロッカーを各自 1 本ずつ使用できるようになっている。また、歯科衛生士教育のために歯磨きのできる洗口コーナーを設け、トイレとは別に歯磨きができるよう、鏡のついた洗口できる水周りを整備している。また、昼休みや放課後に学生同士の談話ができる学生談話室（マグネットラウンジ）（188.80 m²）の設置があり、放課後の自習室として利用できるようになっている。

新校舎になった短期大学校部棟は、障がい者などが車椅子で施設を利用することが可能であり、バリアフリー化によって安心・安全な環境が整備されている。

短期大学部学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室・臨床実習室・模型実習室・共同研究室を用意している。

校舎	教室		収容 人数	機器・備品						
				マイク	プロジェクター	モニター	DVD	OHC	スクリーン	ロッカー
短期 大学 棟	201	講義室	160	○	○	○	○	○	○	
	202	講義室	56	○					○	
	301	講義室	120	○	○	○	○	○	○	
	302	講義室	120	○	○	○	○	○	○	
	303	講義室	56	○	○		○		○	
	305	講義室	56	○	○		○		○	
	ロッカー室	ロッカー室	120							○
	ロッカー室	ロッカー室	120							○
	専攻科室	専攻科室	10		○					○
	413	共同研究室	18							
薬学 部棟	302	模型実習室	60	○	○	○	○	○		○
	303	模型実習室	60	○	○	○	○	○		○
	301	臨床実習室	63	○		○	○			
4 号館	パソコン室	パソコン室	168	○	○	○	○		○	

授業用の機器・備品の整備状況

機器・備品は、教職員や学生からの要望に基づき整備され、定期点検も実施されている。施設は事業計画に計上し、年度計画で更新・改善を行っている。授業用の機器・備品の管

理は使用する科目担当者と事務室で行っている。また、教室・実習室に設置している機器・備品以外にパソコン2台、OHP1台、レーザーポインター2個、出席管理端末10個を事務室で管理し、教員が授業で使用する場合や学生が論文研究などに利用を申し出た場合に貸し出しをしている。令和2（2021）年度は授業などで2部屋同時配信システムを201教室に設置した。

薬学部棟の3階にある、模型実習室2部屋（100名収容）、臨床実習室1部屋（69名収容）および臨床実習室は、交代制で使用している。

歯学・薬学図書館情報センターの管理運営は、楠元図書館として共用施設となっている。主に、医学・歯学・薬学および歯科衛生学関係の資料を収集している。昭和41（1966）年竣工した楠元図書館は、平成21（2009）年度の耐震工事に伴うリニューアルにより、2階部分にあった閲覧室を1階部分にも拡張した（閲覧総座席数は182席）。図書館棟1階と2階の閲覧室延床面積は921.7㎡、書庫棟延床面積は800.6㎡、その他51㎡である。開架収容能力冊数は約3万冊で、4層構造の書庫収容能力冊数は約18万冊であり、学生の利便性を図るため、書庫入庫を許可している。2階の研究用閲覧室は、研究用医療図書館としての機能を集中させ、専門書や学術雑誌等の図書館資料を配架している。さらに、電子ジャーナルやデータベースが閲覧・利用できる設備等を充実し、AVブースには2台のAV機器を設置して、DVDやビデオテープなどの視聴覚資料の視聴を可能にしている。座席数は102席（内仕切り付き一人掛け用24席、教員専用席4席）で、障害者用閲覧席1席が設けられている。また、1階学習用閲覧室は座席数80席（内短大生優先席8席）、個人学習室2室と談話コーナー8席を設け、快適性と利便性を重視した学習環境を作り上げている。短期大学部生や教員専用席の設置により、一部の利用者が席を占有しないような措置も講じている。また、開架図書（1～3冊、6～9冊）指定図書・問題集コーナー、企画展示コーナー、ブラウジングコーナーも設けられている。2階入口前にはコインロッカー（硬貨返却式）が設置されているが、令和2（2020）年度は新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、使用は禁止されている。

楠元図書館の職員は、専任職員4名（およびセンター長1名）、嘱託職員1名、委託社員8名で、そのうち司書の有資格者は11名である。また、委託社員のうち5名は、日本医学図書館協会が主催する「ヘルスサイエンス情報専門員」の資格をも取得し、図書館員としての能力向上に努めている。令和2（2020）年度の開館日数は217日であり、例年原則として開館時間は9時から20時までだが、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、4月以降は9時から17時30分までとしている。平日延長開館は36日（9時～20時）、土曜日延長開館4日、日曜祝日開館6日（9時～17時30分）を計画、実施している。また、蔵書検索用端末を楠元1階に2台、2階に2台、末盛分室に3台、合計7台設置している。情報検索用としては、楠元2階に8台（末盛分室0台）設置し、データベースや電子ジャーナルの利用に供している。閲覧室には、無線LANが設備されており、パソコンの持ち込みを許可して利用者の便に寄与している。閲覧室では落ち着いて勉学に励めるように「キヤレルデスク（楠元24席、末盛51席）」を増やし、利用者の要望に対応している。

愛知学院大学には4つのキャンパスがある（楠元キャンパス、末盛キャンパス、日進キャンパス、名城公園キャンパス）。各キャンパスには図書館が整備されており、4館ともに、図書館間の相互協力について文献複写・現物貸借を積極的に進め、図書館施設の地域への

開放に心掛けている。しかし、令和 2 (2020) 年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、学外者の利用は当面の間休止している。平成 23 (2011) 年度から国公立大学コンソーシアムである JUSTICE が設立され、種々のデータベースの価格交渉を行い、全国レベルで海外ベンダーと対応するため、国公立大学図書館間で調整をしている。また、両館は、平成 20 (2008) 年度から国立国会図書館レファレンス共同事業に参加し、レファレンス事例 (楠元図書館 99 件) を登録・公開している。平成 23 (2011) 年度には職員数が少ない中で、平成 22 (2010) 年から積極的なデータ登録・活用を開始しているとして、企画協力員賞を受賞している。さらに、CAN 私立大学コンソーシアム (中部大学・愛知学院大学・南山大学) を平成 12 (2000) 年に結成した。加盟各大学の所蔵資料を横断的に検索するシステムを構築し、加盟 3 大学の学生・教職員が、インターネット上で効率よく資料検索ができるよう発展的に運用している。令和元 (2019) 年度には書庫 1 階の棚板 3 段 6 枚を奥行 400mm に交換、大型図書用書架 2 台増設しており、令和 2 (2020) 年度の楠元図書館の蔵書数は 134,302 冊で、視聴覚資料や電子書籍を含めると合計 136,786 冊である。所蔵学術雑誌種数は 2,404 種である。

また、楠元図書館では、医学図書館協会、薬学図書館協議会、東海地区医学図書館協議会に加盟し、私立大学図書館のみならず国立大学、病院図書館などの加盟館と情報交換するとともに、東海地区医学図書館協議会の「東海目録」に参加して、地域の医療関係者に情報提供の便宜を図っている。

書架図書等の除籍・廃棄については愛知学院図書管理規程に準じて以下のように処理している。

- 1) 紛失、焼失した図書
- 2) 汚損、毀損がはなはだしく、補修不可能な図書
- 3) 所在不明となってから、3 回の定時現物調査の結果、発見されなかった図書
- 4) 保存価値を失ったと認められる図書

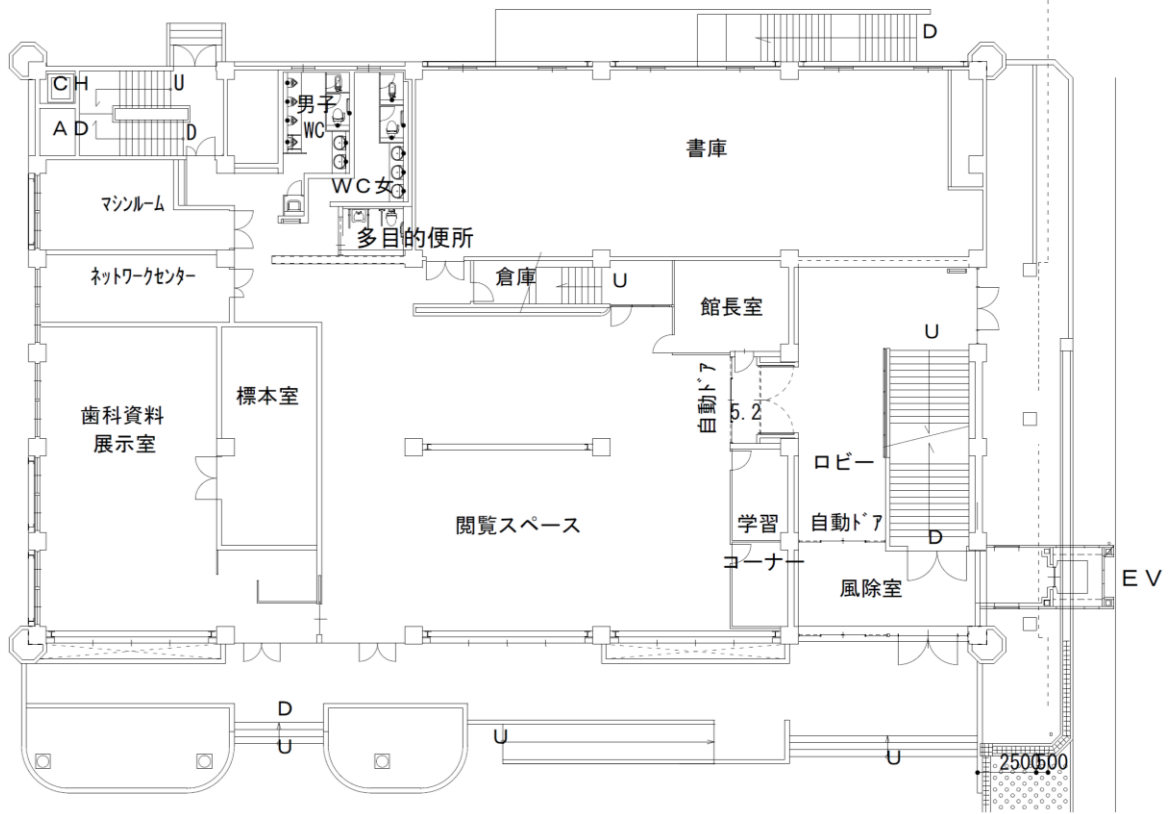
前項によって除籍された図書は、図書原簿から抹消される。

学生用の学習図書や一般図書は、学科図書予算によって体系的に購入するようにしている。歯学・口腔衛生学関係の専門教育にかかわる図書はもちろんのこと、語学、人文社会科学分野に関する図書の整備にも配慮している。テキスト・参考図書を掲載した『シラバス』を図書館にも常備し、「学習図書目録」の機能を持たせ、図書館の利用を促している。

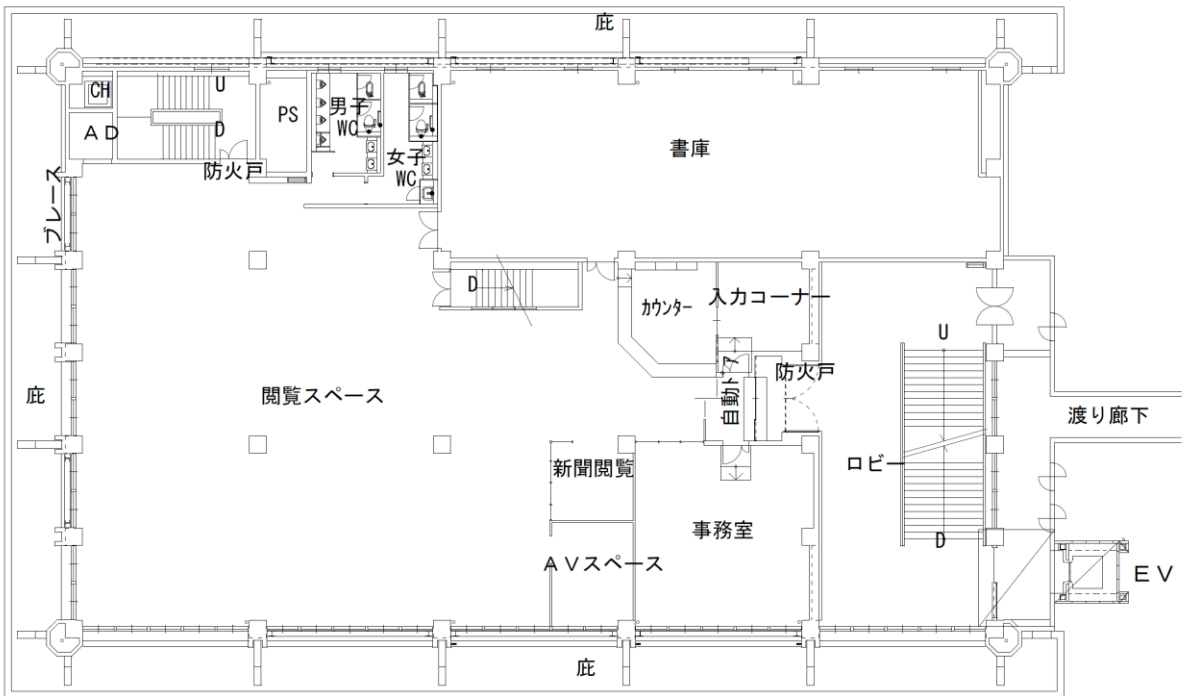
楠元キャンパスの、体育館 (3,269 m²) は歯学部及び薬学部と共有だが、令和 2 (2020) 年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、本学学生の体育実技や課外活動などで使用されなかった。例年、対面授業の場合は本学の体育実技では、バレーボール、卓球、バスケットボール、ゴルフなどの授業に使用している。また、課外活動において歯学部及び薬学部の課外活動に本学学生の加入が可能な公式野球部、準公式野球部、バレーボール部、バスケット部、卓球部、弓道部、アーチェリー部などは共用施設として活用されている。

歯学・薬学図書館情報センター

「愛知学院大学歯学・薬学図書館情報センター」
全体の配置図



図書館 1階平面図



図書館 2階平面図

[区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。]

<区分 基準Ⅲ-B-2 の現状>

学校法人愛知学院経理規程や愛知学院固定資産管理規程などの諸規程を整備し、施設・設備の維持と管理を適切に行っている。

大学全体の施設・設備の安全管理については、電気関係は主任技術者・工事士・エネルギー管理者、ボイラー関係は技士・整備士、危険物関係は取扱免許取得者、冷凍機関係は取扱責任者、衛生・環境関係は管理技術者・浄化槽技術管理者・浄化槽管理士・水道技術管理者、建築関係は設備点検資格者・検査資格者、消防関係は防火管理者、設備点検資格者・整備士、廃棄物関係は管理責任者を学内に配置し、関係監督官庁への許認可届出のほか常時測定・検査を実施し安全衛生管理を行っており、短期大学部棟についても楠元キャンパス内として同様に安全管理を行っている。

火災等の災害対策としては、中央監視装置・防災監視盤を導入し、熱源設備・空調設備の監視・運転、電気設備・給排水設備の監視、消防用設備の監視・動作の制御及び照明操作盤にて、制御・状態監視を行っている。防犯対策としては、複数の防犯カメラを設置し、守衛室で映像の記録および監視を行っている。短期大学部棟の校舎にはセキュリティ装置を設置し、特に夜間の入出退管理を実施している。防災管理年間計画により、消防設備・機器巡視点検、自動火災報知設備操作訓練、非常用避難ハシゴ、緩降機を使用した避難訓練、消化訓練を毎年行っている。

セキュリティ対策として、事務室で使用している情報機器は、本学ネットワークセンターが運用・管理する、学内の高速情報 LAN システムへ接続されており、各学舎（楠元一日進―末盛―名城公園）間の通信はもとより、学外とも光回線で接続されている。

学内外からのアクセスは、ファイヤーウォールによる防御や各種ファイリングを行っており、安全な接続環境が整備されているため、不正アクセス対策が実現されている。ネットワーク構成も物理的に二重化されており、利便性の高い環境が保持されている。ユーザーへの支援業務についても、ネットワークセンター（楠元分室）に専門スタッフが常駐しており、迅速な対応を受けることができる体制である。そのため安全性、信頼性ともに高いネットワークサービスが整備されている。昨今重要視されているコンピューターウイルス対策やスパイウェア対策についても、サーバー側で検閲処理やスパムメール判定処理などが行われているほか、ネットワークセンターから提供されるクライアントセキュリティソフトウェアを各 PC へ導入することが可能である。ネットワークレベルと端末レベルにおいて進入防止が実現されていることにより、内部情報の流失や改竄を多重的に未然防止している。また、学外から学内 LAN システムに接続する場合にも、安全にログインできるよう、バーチャル・プライベート・ネットワーク（VPN）を利用したサービス提供も行われており、学外からの安全な通信環境も整備されている。

省エネ対策として、地球温暖化対策の重要性を認識し、現在増加傾向にある事業活動に伴う温室効果ガスの排出を減少傾向に転換させるべく、「愛知学院大学楠元学舎環境対策委員会」を組織し、エネルギー使用の合理化・改善、空調温度の適正化、廃棄物の減量・リサイクルの推進、緑化事業の推進、節水などにつとめている。

尚、楠元キャンパスは平成 20（2008）年度に、「名古屋市エコ事業所」の認定を受けた。

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の課題>

現在の短期大学部棟は平成 27 (2015) 年 4 月に完成し、教育環境の整備・充実が図られ、設備・機器・備品に関しては十分に整備されている。薬学部棟にある実験・実習室における機器・備品は、毎年機械点検および修理を行っているが、設置後 10 年を経過しているため、年度計画により、更新・改善を継続して行っていく必要があると考えている。

本学部の資産管理、施設設備の維持管理、防災対策等は短期大学部棟の完成により十分に配慮された状態になった。これに続いて法人本部棟も改築完成するなど、楠元キャンパス全体の環境が大幅に改善された。しかし、施設設備における管理には常に維持管理費が必要であり、インターネットやメールなどの利用は欠かすことができないものであり、コンピュータおよびインターネット関連機器のセキュリティの強化は今後も強く望まれる。

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の特記事項>

物的資源である校地及び校舎については、短期大学部棟の新学舎完成により、概ね整備が整えられた。しかし、平成 18 (2006) 年度に完成している薬学部棟 3 階の実習室の機器・備品については老朽化を想定し、継続して年度計画で更新・改善を行っていく必要があると考えている。また、図書館においては、保存している資料の増加については、長年の懸案事項である。しかしながら、物理的な限界があるため、これ以上書庫などを増築することは不可能である。したがって、近年、雑誌については冊子を電子ジャーナルに移行中であり、増加量は減少傾向にある。今後も、電子ジャーナルにて購買可能な資料は極力電子ジャーナルに転換していく予定である。

【基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源】

(a) 現状

・ パソコン室

4 号館 3 階にあるパソコン室には、パソコン (HP EliteDesk 800 G3 SF/CT、平成 29 (2017) 年 8 月 22 日納品) 169 台 (教員用 1 台、学生用 168 台) が設置されている。また、資料提示装置、DVD プレーヤーを完備して、マルチメディア室としての機能、役割も備えている。

学生の自主学習のために、ティーチングアシスタントが常駐しており、授業以外にも自由に利用できるような体制を整えている。

現在、1 年生時の学生を対象とした「歯科保健指導論実習」の患者指導で 6 時間、撮影した口腔内写真を用いた資料作成で 6 時間、2 年生時の学生を対象とした「歯科と統計手法」で 4 時間、「社会制度と歯科・歯科と歴史」で 2 時間をパソコン室のパソコンを利用して教育に活用している。また、授業外学修として各自のパソコンを利用して、レポートを作成したり、文献検索することを奨励しており、2 年生時の「歯科と統計手法」の課題レポート、3 年生時の卒業研究、専攻科の論文作成、学習成果の作成に活用している。しかし令和 2 (2020) 年度は新型コロナウイルス感染症流行のためパソコン室の利用は不可となった。

- ・ 学内 LAN
パソコン室や研究室などのコンピューターは、図書館棟 1 階にある楠元キャンパスネットワークセンターのサーバー経由で、愛知学院大学全体の LAN に接続され、学外のインターネットにつながっている。
- ・ 学生自習室
各教室を開放している。前述のパソコン室では、情報機器を利用した自習環境が整備されている。また、大学との共用施設である図書館棟の歯学・薬学図書館情報センターも利用されている。

(b) 課題

学生からパソコン室は授業外学修に使用したい旨の要望が多いものの、開館時間が短く、授業外で使用することも、新型コロナウイルス感染症の影響で困難な状況である。また、ティーチングアシスタントが 1 名のため、アシスタントが不在で 1 週間程度の閉室期間などがあり、学生の学習の妨げとなっている。

[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]

<根拠資料>

[提出資料]

- (1) 活動区分資金収支計算書（学校法人全体）
- (2) 事業活動収支計算書の概要
- (3) 貸借対照表の概要（学校法人全体）
- (4) 財務状況調べ

[備付資料]

- (1) 学校法人愛知学院財産目録（平成 29 年度～令和元年度）
- (2) 学校法人愛知学院計算書類（平成 29 年度～令和元年度）
- (3) 資金収支計算書・資金収支内訳表（平成 29 年度～令和元年度）
- (4) 貸借対照表（平成 29 年度～令和元年度）
- (5) 活動区分資金収支計算書（平成 30 年度～令和元年度）
- (6) 事業活動収支計算書・事業活動収支内訳表（平成 30 年度～令和元年度）
- (7) 中・長期財務計画書
- (8) 令和元年度愛知学院事業報告書
- (9) 令和 2 年度愛知学院事業計画
- (10) 令和 2 年度愛知学院予算書

[区分 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。]

<区分 基準Ⅲ-D-1 の現状>

収入において、大きく割合を占める学生生徒納付金に係る学生数について、令和元年度

愛知学院大学短期大学部

から過去3年間の短期大学部（専攻科含む。以下、同）5月1日時点の状況は以下の通りである。

	事項	平成30年度	令和元年度	令和2年度
初年度	入学定員	100	100	100
	入学者数	101	100	105
	充足率	1.01	1.00	1.05
全体	収容定員	300	300	300
	学生数	302	309	310
	充足率(%)	1.01	1.03	1.03

過去3年間の数値を見てみると、入学定員並びに収容定員数は毎年満たしており、収入の基となる学生数は確保されている。

学校法人愛知学院計算書類における愛知学院大学短期大学部の事業活動収支計算書（平成30年度以前のものを読み替え）は、以下の通りである。

愛知学院大学短期大学部

(単位：千円)

科目	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
学生生徒納付金収入	383,310	380,375	394,235	405,565
その他収入	68,641	129,352	127,421	158,372
経常収入	451,606	509,268	521,020	563,937
特別収入	345	459	636	2,004
事業活動収入（帰属収入）	451,951	509,727	521,656	565,941
人件費	295,561	272,890	312,945	325,265
教育研究費 (減価償却額)	242,211 (129,377)	245,139 (129,932)	258,132 (127,489)	297,308 (112,531)
管理経費 (減価償却額)	32,316 (7,148)	30,550 (6,957)	29,487 (6,125)	29,625 (5,418)
その他支出	0	0	0	0
経常支出	570,088	548,579	600,564	652,198
特別支出	5,478	743	897	1,698
事業活動支出計（消費支出）	575,566	549,322	601,461	653,896
基本金組入前当年度 収支差額	△123,615	△39,595	△79,805	△87,955
主な変動要素				
教育研究経費比率(%)	53.6	48.1	49.5	52.7

愛知学院大学短期大学部

教育研究経費比率については、52.7%となり、人件費については、57.7%という結果となった。

法人全体の貸借対象表は以下の通りである。

(単位：千円)

科目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
資産の部				
固定資産	131,088,692	129,329,797	114,846,376	112,291,929
有形固定資産	72,095,542	71,034,414	75,877,822	74,184,607
その他の固定資産	58,993,150	58,295,383	38,968,554	38,107,322
流動資産	16,434,810	19,164,385	33,351,180	35,293,002
資産の部合計	147,523,502	148,494,182	148,197,556	147,584,931
負債の部				
固定負債	6,254,707	6,134,380	6,167,186	6,268,704
流動負債	5,215,229	5,418,008	5,097,621	4,855,899
負債の部合計	11,469,936	11,552,388	11,264,807	11,124,603

純資産構成比率は、過去3年間とも90%を上回っており、全国平均よりも高い割合である。総負債比率についても、8%前後であり、借入金についても滞りなく返済されており、財務状況は健全であると考えられる。

法人全体と短期大学部を比較すると、基本金繰入前当年度収支差額は、法人全体では過去3年間のうち、平成30年度は収入超過であるが、短期大学部では支出超過となっている。

また、収入の要となる学生生徒納付金比率であるが、法人全体、短期大学部共に全国平均より多くの割合を占めており、収入については学生生徒納付金に頼っている現状がある。

人件費比率は、短期大学部、法人全体共に全国平均よりも高い割合となっている。法人全体では、過去3年間、概ね55%前後となっている。

【区分 基準Ⅲ-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。】

<区分 基準Ⅲ-D-2 の現状>

法人全体での経営状態は、短期大学部を運営するに十分な財的資源を有している。入学年度の学生数は、平成29年度106名、平成30年度101名、令和元年度105名となっており、入学定員の充足は満たされている。近年少子化、高学歴の社会傾向から歯科衛生士への入学希望者は多いと思われる。全国的にも令和元年度調査では、歯科衛生養成校数は専門学校137校、短期大学14校、大学11校と全国合計162校で、毎年1~2校増加傾向にある。また就職については、令和元年度の求人件数は865件で、これは毎年求人数が増加する傾向にあり、本学部の就職率はほぼ100%である。

一方、本学部の教員は、歯学部から移動した教員と歯科衛生専門学校から移行した教員

で構成されており、歯科医師、歯科衛生士共に年齢も高くなりつつあり、人件費において高騰している状態であったが、平成 31 年 3 月に専任教員 2 名交代に伴い、平均年齢が若くなり、バランスがとれてきている。講義・実習の履修内容も拡充している。今後も、教職員一丸となって人件費比率の高騰に取り組む必要があると考える。

短期大学部棟の平成 27 年リニューアルに伴い、学生においては学びやすい環境となった。今後、オープンキャンパス等での新入学生の確保に繋ぎたい。

＜テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の課題＞

学生定員充足率は 100%を超過しているが、過去 3 年間、基本金組入額前当年度収支差額は全て支出超過となっている。

今後の課題としては、本学科として学生生徒納付金に頼らない、寄付金等の収入増となる方法を模索し、収支差額を収入超過とすることである。また、諸経費の見直しによる大幅な経費削減に取り組み、収支バランスを安定したものに近付ける必要がある。

収入面においては、安定的な収入確保ができています。本学科の課題としては、今後も入学定員の充足を継続していくことであり、安定した入学者を確保することです。しかし学納金収入自体も今後は、奨学金の対象者が増額傾向にあり事実上の収入減少となる。また、支出面においては、専任教員の定年退職・入職に伴い給与面での増減がみられたが、大幅な人件費削減には至っていない。また、専任教員のコスト意識が低く、担当教科の消耗品、非常勤助手の実習時間以外の配置や業務内容など未検証のものが多く、今後検討する必要があります。更に、受託研究費や科学研究費などの外部資金の交付を全教員が取り組むよう努力することが必要です。収支バランスでは支出超過が続いており、教員の経営意識も加味し、本学科の健全な運営を行うための計画を立てなければいけません。

＜テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の特記事項＞

- (1) 以上の基準以外に教育資源と財的資源について努力している事項。
- (2) 特別の事由や事情があり、以上の基準の求めることが実現（達成）できない事項。
特になし。

＜基準Ⅲ 教育資源と財的資源の改善状況・改善計画＞

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

学生定員充足度は 100%を越えているが、基本金組入額前年度収支差額は支出超過となっている。

今後は、学生生徒納付金に頼らない寄附金等の収入増となる方法を模索して収入超過としていく。

また、諸経費の見直しによる経費削減に取り組み、収支バランスを安定したものにして

いく。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

入学定員充足率は満たしているが、収支では過去数年以上支出超過が続いており、中・長期的を基に、収支予算の効率的・重点的執行管理に努め、継続して収支均衡を確保し、経営基盤の強化を図っていく。

■ **基準Ⅲ 教育資源と財的資源の行動計画**

本学科のディプロマ・ポリシーに高い教育の目標を掲げているが、この目標を達成するために各教員は自己の専門性を教育に反映し、一般研究活動や科研費などの応募研究・臨床研究など、個人のスキルを高めていく必要がある。

また、今後は更なる学生サービスの質の向上を目指す必要がある、ICT を利用した教育内容や双方向型の教育の充実を計ることが重要と考える。事務職員も SD 活動の活性化を図り、積極的な業務内容の対応と意識改革が必要である。

物的資源としての機器・備品については、老朽化を想定して、毎年度、計画に更新・改善を行っていく必要がある。施設整備における管理は常に維持管理が必要で、またインターネットなどの利用は欠かすことができないものであり、コンピュータ及びインターネット関連機器のセキュリティの強化は今後も設備・ソフトの面から強化していく必要がある。

収入面においては、安定的な収入確保ができているが財政資源として、収支バランスでは支出超過が続いており、教職員の経営意識を加速させ、短期大学部の健全な運営を行うための中・長期計画を立て、実行していかなければならない。

【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】

[テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ]

〈根拠資料〉

[備付資料]

- (1) 学校法人愛知学院例規集 (DVD)
- (2) 理事長の履歴書
- (3) 学校法人実態調査表 (写し)
- (4) 理事会議事録 (平成 28 年度～令和元年度)
- (5) 監事監査状況 (平成 28 年度～令和元年度)
- (6) 評議員会議事録 (平成 28 年度～令和元年度)
- (7) 学校法人愛知学院寄附行為

[区分 基準Ⅳ-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。]

〈区分 基準Ⅳ-A-1 の現状〉

本学の大学運営・財務に関する基本的な考え方、ならびに全学的な方針に関しては「愛知学院大学の各方針」として以下のように大学のホームページに明示され、全学的に共有されている。

愛知学院大学は、建学の精神及び教育理念を実現するため、職員の人材育成を促進し、組織及び業務の適切な管理運営に努めるとともに大学改革を推進する。

教育研究活動、社会貢献活動の継続的な遂行のために財政の健全化と安定した財産運営を図るとともに、外部資金の獲得及びその受け入れ体制の整備、資産の有効活用等に積極的に取り組み、効果的で永続的な大学運営に努める。

上記の方針ならびに本法人の中・長期計画を基本とし、学校法人創立150周年の令和8(2026)年年に向け、令和2(2020)年からの6カ年の中・長期計画を策定した。

今後は、短期大学部の運営に関する方針を含む中・長期計画を基本として、年度毎の事業計画として進捗を確認するとともに、自己点検・自己評価委員会などにおいて点検・評価を行うことによって、全教職員に遺漏なく周知される体制を整えることとしている。

私立学校法及び本法人の「寄附行為」に基づき選任され、令和2(2020)年10月より就任した理事長は、曹洞宗の僧籍を有し、仏教の教義並びに曹洞宗立宗の精神による禅の思想を基とした建学の精神「行学一体・報恩感謝」及び教育理念・目的を理解し、法人を代表し業務を総理している。

理事長は、理事会及び評議員会を招集するほか、学内理事会を開催し議長を務めている。また、毎会計年度終了後2月以内に、監事の監査を受けた決算及び事業の実績(財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書)を評議員会に報告し、その意見を求め、その結果を踏まえて理事会で最終決定している。

理事会は、本学の建学の精神に精通し、本法人「寄附行為」に基づき選任された理事15名(学外8名、学内7名)で構成され、月に1回程度開催され、法定事項や重要案件のほか、予算、決算、補正予算及び事業計画・事業報告等を審議している。

また、学内理事会(理事7名)は毎週開催し、日常的な起案案件を審議するとともに、様々な情報収集、意見交換を行いつつ重要事項については、理事会・評議員会に上程し、協議決定している。このように、理事長のリーダーシップのもと、本法人の管理運営を熟知し常に新しい情報の収集に努め、将来構想を考え経営の安定化を図っている。

〈テーマ 基準IV-A 理事長のリーダーシップの課題〉

理事長による理事会、評議員会の運営は「寄附行為」に基づき適切に行われており、また、学内理事会との連携もなされているが、少子化が進み私立学校を取り巻く環境はより一層厳しくなるなか、更なる質の高い教育・人材の育成に努めなければならない。

また、教職員に将来構想・経営方針・運営方針等を明確にするとともに、様々な課題に対し迅速に対応できるよう必要に応じて組織の整備構築をする必要がある。

また、本法人「寄附行為」第9条第1項第4号(曹洞宗責任役員会推薦理事)及び第5号(学外有識者)からなる非常勤理事に対しては、学内の多くの情報を提供し、本法人への理解を深めていただき、今後直面する厳しい状況に対応できる理事会の体制作りを目指している。

〈テーマ 基準IV-A 理事長のリーダーシップの特記事項〉

本法人は、中学校・高等学校、専門学校、短期大学部、大学、大学院からなる多岐にわたる総合学園であり、キャンパスが5箇所に分かれているため、理事長自らリーダーシップを発揮し法人運営に反映できるよう、法人事務局を置き学院内の連携を深め、情報収集・分析・共有ができるシステム及びサポート体制の構築を進めている。

[テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップ]

〈根拠資料〉

[備付資料]

- (1) 学長の履歴書
- (2) 教授会規程
- (3) 教授会議事録（令和2年度）
- (4) 愛知学院大学短期大学部学長選任規程

[区分 基準IV-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。]

〈区分 基準IV-B-1 の現状〉

本学の学長は、「曹洞宗の僧籍を有するもので、教育研究の経験を有し、人格が高潔で学識が優れ、かつ大学における教育研究活動を適切に運営できる能力を有する者とする。」

（学長候補者選考規程第3条）であることを条件に、学長候補者選考委員会の設置及び学長候補者選考委員会の委員（5名）の選任について法人理事会で決定し、学長候補者選考委員会で選考され、理事会へ推薦することになっている。

令和2（2020）年3月25日付けの理事会にて、短期大学部学長は引田弘道氏（愛知学院大学学長）が選任された。

短期大学部学長は、僧籍を有し愛知学院大学の学長を歴任しており、人格が高潔で学識も優れ、大学をリードしながら、理事としてバランスの取れたリーダーシップを発揮し、大局的な視点と積極的な英断により理事長の補佐を行っている。学園全体の発展に寄与するために、学長がリーダーシップを図り、客観性の高いガバナンス体制の下で学園の運営を構築している。短期大学部の最高責任者・理事として、「建学の精神」を基に学生には専門かつ最新の教育を提供するとともに、教職員には十分な教育・研究活動が出来るよう、各関係機関との調整を図るなどしている。

学長は学則の規定に基づき行われる教授会（備付資料2）（月1回）を議長として開催し、学習成果や3つの方針に対する見直しや認識を基に、本学の教育研究上の審議を適切に行っている。教授会では、入学、進級、卒業、学生個人の成績、生活環境、退学、訓告等の処分、学生が抱える問題点など、審議機関としての教授会の運営を適切に運営し、教育の現場および短期大学運営に目を配り、最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌し最終的な判断を行っている。また、短期大学部委員会として、教学委員会、自己点検・自己評価委員会、第三者評価委員会、FD委員会、ハラスメント委員会、

愛知学院大学短期大学部

ハラスメント対策委員会、倫理委員会、広報委員会、国家試験対策委員会、臨床実習対策委員会、専攻科委員会等、各委員会規定に基づいて設置し、各委員長が委員会を開催し、討議したものを教授会にて審議・報告をし、学長が教授会で最終判断を下している。

このように学長は、教学のスムーズな進行のための配慮や教職員との綿密な連絡を取り、適切に短期大学部全体を統督している。なお、教授会で審議された事柄については翌月の教授会にて議事録を確認し整備している。

〈区分 基準IV-B 学長のリーダーシップの課題〉

現在、学長は、本学および愛知学院全体の発展・運営を計画的に構築し、強力なリーダーシップのもとに陣頭指揮をしており、全教職員からの信頼を得ている。また、建学の精神に基づき本学の運営、教育の向上、会議の運営に向けリーダーシップを発揮している。しかし、併設大学の学長及び理事も兼ねていることや、さらにキャンパスが離れていることなどから、今後は更なるバックアップ体制を図る必要性がある。

〈区分 基準IV-B 学長のリーダーシップの特記事項〉

[テーマ 基準IV-C ガバナンス]

〈根拠資料〉

[備付資料]

- (1) 監事監査状況（平成 28 度～令和元年度）
- (2) 評議員会議事録（平成 28 年度～令和元年度）
- (3) 予算取扱マニュアル
- (4) 用品管理要領（例規集）
- (5) 愛知学院固定資産管理規程（例規集）
- (6) 愛知学院図書管理規程（例規集）
- (7) 学校法人愛知学院資金運用規程
- (8) 学校法人愛知学院事務組織規程
- (9) 学校法人愛知学院寄附行為

[区分 基準IV-C-1 監事は寄附行為の規定に基づいて適切に業務を行っている。]

〈区分 基準IV-C-1 の現状〉

監事は、本法人「寄附行為」第 6 条及び第 10 条により選任された 4 名（学外者）を置き、定例で行われる理事会（月 1 回）、評議員会（年 3 回、1 月・3 月・5 月）及び適宜に開催する臨時理事会・評議員会に出席し意見を述べるとともに、審議決定事項を確認している。更に、監査法人・内部監査室と意見交換を行い情報の共有を図るほか、定例で行われる理事会（月 1 回）終了後、事務担当者より財務、管財及び教学に関して説明を受け、関係帳票及び現地聞き取り・確認を行うなどの監査を行っている。なお、本法人の業務及び財産の監査状況については、事業年度終了後 2 ヶ月以内の 5 月末までに監査報告書を作成

している。また、監事4名は学外者であるため、効率良く監査できるよう、平成28(2016)年度より内部監査室にて監事の業務支援を行っている。

[区分 基準IV-C-2 評議員会は寄附行為の規定に基づいて開催し、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営している。]

〈区分 基準IV-C-2の現状〉

評議員会は、本法人「寄附行為」第23条に基づき、選任された評議員37名(理事の定数の2倍以上)で構成されている。第23条及び25条に基づき年3回開かれ、予算、決算、補正予算、事業計画・報告及び法定事項や重要案件等について協議し、その意見を理事会に進言している。

[区分 基準IV-C-3 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。]

〈区分 基準IV-C-3の現状〉

本法人における予算については、毎年7月に次年度の「予算編成方針」が中・長期計画に基づいた次年度の事業計画及び前年度の決算状況並びに本年度の収支状況を踏まえ、学内理事会にて決定されることから始まる。財務部では、この予算編成方針を各学部・部課所へ周知するために、8月下旬に次年度の予算説明会を開催し、理解と協力を求めている。

各部課所では、部所及び部門単位で精査を行った上で、次年度の予算申請書を財務部財務課に提出している。また、施設整備・修繕計画は施設部施設設備課へ提出を行い、財務部並びに施設部は再度予算申請内容の精査・査定を行った上で、財務部財務課が予算原案を作成する。予算原案は、学内理事会にて審議を経たのち、評議員会の意見を聴き、理事会にて決定される。決定後4月1日付にて各部課所へ示達される。

予算執行については、各部課所に予算責任者を定めており、その責任の上、執行を行っている。また、「予算取扱マニュアル」を策定し、各部課所が適切に予算を執行できるように管理している。財務部は諸規程に則り日常の出納業務を適切に行っている。なお、財務部財務課は「月次報告書」を作成し、毎月の収支状況について財務局長を経て学内理事会へ報告を行っている。

計算書類については、監査法人の監査及び監事の監査を受けている。また、財産目録は監事の監査を受けており、本法人の経営状況及び財政状況を適切に表示している。監査法人の監査における意見・指摘に対しては真摯に受け止め、その都度適切に見直しを行っている。また、新規の案件、法改正等が発生した場合には、意見・指導を求め対応している。

資産の管理については、施設部施設設備課にて固定資産台帳(土地、建物、構築物、備品、車両等)及び用品台帳にて管理を行っている。また、備品の現物確認を行うために、キャンパス単位で棚卸しを実施している。図書については各図書館単位で管理し、毎年棚卸しを実施している。なお、減価償却は定額法による個別償却で行っている。資金の管理は財務部経理課で行っており、現預金明細表及び有価証券を個別に記録管理している。資金運用については、「学校法人愛知学院資金運用規程」に従い、適切な運用を行っている。また、毎月の運用実績は、学内理事会を経て理事会へ報告を行っている。

情報公開については、「学校教育法施行規則」に則り、教育研究活動等の情報をホーム

ページ上に掲載している。また、「私立学校法の一部を改正する法律等の施行に伴う財務情報の公開等について」に則り、財務情報及び事業計画・報告を公開している。

〈区分 基準Ⅳ-C ガバナンスの課題〉

近年、監査機能の強化が重要となっており、監事に求める職務内容がより詳細になり多岐に亘ることから、平成 28 (2016) 年度には「内部監査室」を設置するなど支援体制を整えている。しかし、監事 3 名は学外者であり、監事が監査をする視点から、速やかに情報提供ができるよう、より一層必要に応じた支援が必要となる。

また、本法人「寄附行為」に基づき、評議員会を置いている。評議員会は、学内外から意見が取り入れられるように、教職員・卒業生及び学識経験者などから適切に選任されており、理事長・学長など役員の諮問機関として適切に運営されている。法人と教学部門の連携、意思疎通を図るための各種会議を通じ、各管理機関の相互チェックによるガバナンス機能をさらに強化していく。

内部監査室、監査法人、監事の三様監査が機能することによって、管理運営の強化が図られ、有効かつ効率的な監査体制を構築することとなる。今後は更なる管理部門、教学部門との連動による管理運営体制の強化が課題である。

〈区分 基準Ⅳ-C ガバナンスの特記事項〉

短期大学部については、平成 27 (2015) 年に校舎が完成し、施設面に於いては概ね整備できている。また、理事会に於いて協議・審議した決定事項は、速やかに理事会決定事項通知として関係部課所へ通達されているが、全教職員が、理事会の意向または方針などを理解し具現化できるよう、ガバナンス体制を一層強化整備する必要がある。なお、単年度の計画については、毎年度作成する事業計画と予算に基づき実施している。

しかし、少子化が進み、高校生の 4 年制大学、高学歴志向が高まる中で、学生の確保及び経営改善に向けて中・長期的計画の取組みを進める必要がある。

〈基準Ⅳ リーダーシップとガバナンスの改善状況・改善計画〉

(a) 前回の認証 (第三者) 評価を受けた際に自己点検・評価報告に記述した行動計画の実施状況

リーダーシップとガバナンスにおいて、本学は平成 28 (2016) 年度から「内部監査室」が設置されたことにより支援体制が整ったが、更なる管理運営を強化する必要がある。

また、本法人寄附行為に基づき、評議員会を置いており、理事長・学長など役員の諮問機関として学内外からの多くの意見を取り入れる必要があり、教職員・卒業生・学識経験者など幅広い適任者の選任が必要となり、組織の横断的な情報収集と分析、共有をし、課題解決に向けた話し合いのもと、事業目標の達成が必要である。

平成 29 (2017) 年度の第三者評価にて指摘された項目で、中・長期に基づいた次年度の事業計画内容について、5・6 年先の期間においての計画策定が必要と指摘があり、4 年制大学への取組みについても今後の課題として考えている。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

1. 仏教系大学の取組み

- ・建学の精神である「行学一体・報恩感謝」を理解できるよう、短期大学では1年次に「人と宗教」を必須科目として、宗教的情操教育の実施をすることにより、建学の精神の習得に努めた。
- ・入学式・卒業式および臨床に出る前の登院式において、学長より建学の精神について学生及び保護者にも説明をして告知をした。
- ・学生ガイドに建学の精神とその解釈について解説し、学生への周知を図った。

2. 教育力の向上と充実

- ・短期大学部における教学改革を実現するため、その企画、立案および検証をおこなうため「教学改革推進室」と、入学から卒業、卒後に至るまでのキャリアプランに必要なデータの収集、分析およびキャリア支援を目的とした「IR・キャリアサポート室」を設置し、その推進体制の整備、拡充をおこなった。
- ・令和2（2020）年度に短期大学部創立70周年を迎えるにあたり、教学改革推進室を中心に2期10年の中長期計画「VISION FOR 80」を策定し、本学の教学改革におけるPDCAサイクルを確立した。
- ・令和2（2020）年度よりICTを活用した授業を導入するため、Microsoft Teamsを運用し、教員と学生間で双方向型授業やアクティブラーニングの実施に向けた授業展開をすることによって、学修成果のさらなる向上と定着を図った。
- ・超高齢化社会においてますます重要さが増す歯科衛生士教育について、時代のニーズやそれを踏まえた国家試験の出題傾向に対応するため、令和4（2022）年度新カリキュラム施行を目指し、新カリキュラム検討ワーキンググループを立ち上げ、文部科学省への質問や実習科目等の継続検討を行った。

3. 自己点検・評価及び認証評価制度の定着

- ・令和6（2024）年度に予定されている短期大学基準協会の認証評価に向けて継続して点検・評価を行うとともに、各課題を再認識し、短期大学改革の方向性を検討した。

4. 制度改革の推進

- ・短期大学部の教学改革、学生生活およびキャリア支援など運営体制の充実を図るため教学改革推進室での会議を定期会議として運営した。
- ・短期大学部の運営方針の策定や審議に資するためのIR情報の取得や管理、分析・検証を含めた活用を行う機関としてIR・キャリアサポート室にて結果を教学改革推進室および教授会にて報告し、今後の短期大学運営方針の検討として情報を共有した。
- ・教員評価規程に則り教員の質の向上を図った。

5. 教育の質保証

- ・令和元（2019）年度版のシラバスフォーマットを見直し、授業内容および単元ごとの到達目標を明確にした。
- ・「3つのポリシー」に引き続き、カリキュラムツリーの作成、カリキュラムマップを作成し、本学のカリキュラム構成を整備した。
- ・各科目ナンバリングについて本大学の科目ナンバリングに則り科目ナンバリングを付与した。しかし、本大学にはない歯科衛生士養成科目については、大学教学委員会

に申入れをし新規の番号を起こすよう依頼をしている。

6. 入学制度の点検

- ・質の高い入学者を確保するため、IR・キャリアサポート室が入学者の高校在学時の成績分析を行うなど、それを入試戦略に反映させ、指定校推薦入試制度における高校別の評定平均値や出願資格の改定をした。また、アドミッションポリシーに則り、A0入試や公募制推薦の見直しを検討した。

- ・ウェブサイトを訪れたりオープンキャンパスに参加する高校生に対し、歯科衛生士という職への理解を深め、本学の歯科衛生士教育の特色をアピールするため広報ムービーを制作し、募集活動を積極的に行った。

- ・オープンキャンパスに参加する高校生とその保護者を対象とした本学独自のアンケート調査を実施し、IR・キャリアサポート室が分析を行なった結果を教学改革推進室で検証し、入試戦略における傾向と対策を行った。

7. FD (Faculty Development) ・SD (Staff Development) の推進

- ・ICT を活用した双方向型授業およびアクティブラーニングを実施するため Microsoft Teams の使用訓練および効果的な運用方法の検討のため FD 研修会を定期的に開催した。

- ・中長期計画「VISION FOR 80」をめざす

教学改革をシラバスに反映させるため、FD 委員会が中心となり具体的な取組方法などについて検証をおこなった。

8. 研究の充実と支援

- ・文部科学省科学研究費並びに各種財団や学会による外部競争資金の申請を促し、教員に対して研究活動を行うよう促した。また、コンプライアンス・研究倫理教育についても重要性周知を促し、医学系倫理指針についての講習会などに参加する旨の周知をした。

9. 歯学・薬学図書館情報センターの充実

- ・専攻科生対象の常置図書を設置し、専攻科生の図書の充実と利用促進につながるよう努めた。

10. 学生支援

- ・国試対策での成績配付や心のケア、勉強対策などのサポート体制、環境づくりに専任教員全員で取組みを行った。結果は現役生 99%の合格を得ることができた。

- ・1・2年生の学生に対しては、休学・退学などで学業を停止することのないようチューターの教員を配置しサポートに心掛けた。新型コロナウイルスの影響のため、授業はすべて Web 配信となったため、学生との連絡を密にサポートに心掛けた。

- ・担任・副担任により学生生活に関する相談や成績に関する相談等、きめ細やかな支援をした。

- ・就職委員会委員および担当事務職員による就職や進路に関する相談、履歴書や面接に関する学生支援を行った。

- ・国からの負託により日本学生支援機構が推進する修学支援制度の対象校に認定された。

- ・経済的理由により就学が困難な学生には、日本学生支援機構奨学金制度を基本に支援した。さらに補完する制度として本学独自の奨学金・特待生制度の充実により学生支援を行った。

- ・各種財団、都道府県・市町村による奨学金制度を紹介すると共に、積極的に応募できるよう努めた。

11. キャリア支援

- ・就職アンケートと卒業時アンケートを実施し、IR・キャリアサポート室が回収後の集計結果を分析・検証し、教学改革推進室や教学委員会、教授会で報告し、在学中からの指導や支援内容の見直しに努めた。

- ・キャリアガイダンス、卒業生による就職ガイダンスなど Web にて開催した。行政、診療所、病院、進学などの進路を選択した卒業生から現況の報告と就職の際のアドバイスなどを受けた。

12. 地域社会と連携及び貢献

- ・グローバル社会における共通の目標として国連が推進する「Sustainable Development Goals (SDGs)」に参画し、創立 70 周年記念事業「VISION FOR 80×SDGs PROJECT」を立ち上げ、本学の教学改革を実現するとともに社会貢献を目指す方針を定めた。

- ・IR・キャリアサポート室が中心となり、主にウェブサイトを通じ本学の教学、学生生活、キャリアにおける IR 情報に関する情報発信を積極的に行った。